

○木村福八郎君 大蔵大臣、前に田中寿美子さんが本委員会で、課税最低限で質問したときに、これは実質価値で考へるということを言われたのであります。

四十一年までに物価がどれだけ上がるかということが前提にしておるのか、長期計画もございましょうが、一応それをお示し願いたい。そうでなければ、国民は実質で考へておるのですから、これがかりに、そういうことはないでしようけれども、二割も三割も上がつたような場合、いまのような大臣の御答弁なら、それでも百万円引き上げると言つたことは、自分が食言しているのではない、うそを言つたのではない、こういう声明もできるのです。その点はもつとほつきりと、国民が望んでいるのは名目じやないんです。実質で最低課税限どのくらい、最低課税限を設ける趣旨そのものが、やはり最低生活には課税しないといふことが原則なんですから、そこから出でているのですから、名目じやしうがないです。これはもつとほつきりしてなげばならぬ。これが一番ポイントになつておるのです。その点はつきりしてください。

○國務大臣(水田三喜男君) 記録を見ますと、前の大蔵のときにそういうことを言つたようでござりますが、理屈からいえばそうなると思いますが、普通、短期間に最低限を百万円にするということは、科学的に計算して、初年度はどのくらいの物価が上がるだらう、その次はどうだから、実質価値が八十何万になるだらうというようなことを、普通いつてこれをスローガンにしたりなんかするということは通常ないことございますので、そういう意味で、私どもも実質とか名目でなくして、課税最低限を可及的すみやかに百万円にすると言つておるわけでございまして、これを百万円にするという計算した金額を示せと言われても、はつきりした計算はできませんか、しかし、実際に

やる場合には、物価の動向もこれは勘案いたしましたし、いま私どもの大体考へでいても、四十五年になつたら、ぴたり課税最低限が百万円になります。そういうふうにも思つております。やはり物価が上がつたらそれ以上上げなければならぬから、物価が上がつたらそれ以上上げなければなりません。やはり物価の事情を考へて、おそらく四十五年度になつたらもう少し最低限は上げられるのじやないか。しかしながらの閣僚に大蔵大臣は言つべきですよ。実質百万円約束しておるのですから、諸君は物価を上げし、そういうことはともかくいたしまして、大きめに幾らというものを示して努力すればいいんだ、そういう、私どもの目標が可及的すみやかに百万円ということでございまして、この実質、名目というようなことをあまり重視してはいま考えておりません。

○木村福八郎君 非常に前進したような、後退したようなことがありますね。百万円以上になるかもしない。しかし、それは物価が上がって、名目的に一百万円以上になつたといつても、意味をなさないのです。いま抽象論を戦わしているのではなくて、いま煮詰まっているのですから、具体的に夫婦・子供三人、百万円と、これで今度の国会でいぶん議論されたのです。とうとう最後に物価の点については明らかにしないで逃げてしまつて、いま煮詰まっているのですから、そこをほつきりさせなければ意味がないのです。名目的に百万円と言つても、だから、これを明らかにすべきだと思う。そういうふうな議論はないといふけれども、スライド制といふのは賃金だつてあるんですよ。アメリカでは一割物価が上がつたときに、全部スライド制といひませんが、労働協約で、たとえば五%上がつたら三%スライドするとか、二%スライドするとか、そういうスライドといふものは貨幣価値が変動するときにはあるんですよ。貨幣価値が変動しなければいいですよ。ですから、政府が公約すれば、そのときはこうだということを私はきめる必要はないと思います。もしそういうことでしたら、もう年金制度で、何歳になつたら何円といふのは、四十一年にもし実現したとすれば、そのときはこうだということを私はきめる必要はないと思います。もしそういうことでしたら、もう年金制度で、何歳になつたら何円といふ一応の目安をきめたって、最初はそうだが、その次の年には実質がこうなるとかあるんだどうとかいうようなことをやつたら、将来についての金額で目標を示すなんということは事実上できまへんし、私どもが努力目標としてこうだということを実施する場合には、当然そういうものもいろいろ考へられてきめられるということはあり得まへん。これをいま三年先、四年先のものを論議するときにはあるんですよ。貨幣価値が変動するなんということを、私はこういう問題についてはつきり断つたり約束する必要というものはない。それはもうそういうことをしないのがむしろ政治であるとすら私は思つております。

○木村福八郎君 大蔵大臣、大きな考え方違いです。価対策に真剣にならない。むしろことで実質的に百万円だということを、大蔵大臣、言われたほうが多いと思う。そうすれば、実質ですか、物価が上がつたらそれ以上上げなければならぬから、物価が上がつたらそれ以上上げなければなりませんよ。そういう大きな政策的な立場からも、それはもちろん発言されたと思うのですが、そういうやはり発言をする。物価対策についても大蔵省は重要な役割を演じなければならないよう協力すべきだと。大蔵大臣は単なる出納の事務官吏じゃありませんよ。そういう大きなことではほつきりしたほうがいいですよ。いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは木村さんの考え方として私はどうかと思うのです。こういうことをほつきりさせる必要は私はないと思います。それが政治であつて、こういう目標を掲げておけば、現実には物価の情勢、いろいろなものが勘案されて、適当に措置していくものであつて、これが科学的に百万はもう実質百万だ、したがつて四十五年はこうだ、四十四年にもし実現したとすれば、そのときはこうだということを私はきめる必要はないと思います。もしそういうことでしたら、もう年金制度で、何歳になつたら何円といふのは、はつきりと何十何万円と数字で示せと、そんなように要求しておるとお考えになるが、そうじゃないのです。百万円なら百万円でいいのですが、物価が上がつたときにスライドするかしないか。これを度外視して、貨幣価値がどんどん公債発行でまたインフレ的な状態にあるそういう国において、物価と課税最低限なり減税等の問題を関連させないで考えるなんということはナンセンスなことです。国民をごまかすものなんですよ。そうでなければいいですよ。大蔵大臣、もう今後物価は二%以上上げないと、ほんとうにここでお約束はできないでしょう。できないからこそスライドせいと言う。できるなら国民は安心する。そんなこと無理な要求のようなことはしないですよ。これは常識じゃありませんか。そうでしょう。物価はどんどん上がつたら、減税といったって、これは国民をごまかすもので、実質的には増税になつてゐる。その点を大蔵大臣、少し真剣にお考えになつてもらいたい。無理な注文を聞いているようにお考へになられては困るのです。これは常識じやないです。こんなに貨幣価値が下がるといふときに、物価が上がるというときに……。これ

はもう一度、大蔵大臣、考え方してもらわないと困りますね。

○國務大臣(水田三喜男君) 何度も言うようですが、われわれ、たとえばいま言つたように百万円にするということは、普通の状態を見通してみんなどうでもいい。しかし、大体あと三年とか四年ということにして、このくらいの程度に経済も進んでいくだらうし、物価の値上がり方もこのくらいだらうということを前提とした言い方をしているのが普通だと思ひます。ですから、この二、三年を周期にして、ときどきいろいろなものを見直すことが政治では必要で、見直しのときにおいていろいろそれが調整されればいい。また、現に政治ではそういうことをやつておると思ひます。たとえば中小企業の規定をするにしても、一億円以下をこうときめた場合に、通常のこの経済の進み方によつたらどうことを頭に入れて法律では一億ということをきめるのですが、今年度一億ときめたから、実質来年度はこれが幾らと見る、再来年度はどのくらいと見るといつて、一々定義を変えるというようなことをやつていませんし、通常の状態の二、三年を頭に入れてみな数字をあげている。しかし、現実とはいま言つたように違つてきますから二、三年のうちに政策は便宜きめ直して訂正していくというやり方でやつておりますので、実際上の問題はあなたの言われるような考慮が政治では払われるでしようが、私どもがいま約束する場合に、実質とか名目といふことをわざわざ断つて私はお約束する必要はないのじやないかと思います。

○木村福八郎君 もう結論は実質とか名目にとらわれないということですが、結局は名目なんですね。実質ということは誤りであつて、実際にとらわれないといつても名目でしよう。

私は、これからかなり数年、長期にわたつて公債発行の趨勢になつていくわけですから、そういうものにおいて、大蔵大臣が物価の問題、貨幣価

値の問題についていまのようなお考えでは、これにはもう大蔵大臣として私は重大な欠陥だと思うのです。やはりほんとうに健全財政によって、そうして公債を発行してもインフレにならないようにする、そういうかたい決意がなければいけない

のです。それにはここでやはり実質的にものや考へるという、そういう考え方で財政の運営をやらなければ、もう行き詰まりますよ。ことに公債発行のもとだから、物価の値上がりといふもの、貨幣価値低落を重く見なければならない、税制を見直すことは名目であると結論として。それでは全く意味がないと思う。ごまかしておる。この前、百万円で四十五年まで、実質と言つたことは、これは名目であつて、物価の騰貴を押える、貨幣価値の低落を抑えるということが前提にならなければ意味がないということを、私はもうはつきりわかりました。

そこで、次に伺いたいのは、地方税のほうの課税最低限です。これは今度の国会でも、あれ、附帯決議ついていますね。本年度課税最低限は幾らになりますか。そしてあの附帯決議によると、四十年は課税最低限幾らになりますか。

○政府委員(細郷道一君) ちょっと、私の担当でございませんので、もし誤っておつたらあとで訂正させていただきますが、現在、住民税の課税最低限は標準世帯四十三万円でござります。

で、先般衆議院の御審議をおきました、来年度はぜひひ住民税の課税最低限を引き上げるようとにいう御審議の過程におきまして、いろいろ御議論がございました。いろいろ附帯決議も実はちようだいをいたしております。来年度からに各控除を

見込まれます。非常に大きな額でござりますので、私も御趣旨は尊重しなければならないと思ひます。やはりほんとうに健全財政によつて、そうして公債を発行してもインフレにならないようになりますが、来年度以降の地方財政の状況もよく勘案して、慎重に検討いたしたいと、かように考えております。

○木村福八郎君 もう少し正確に答えてください。四十三万円が幾らになるのですか、さつきお話をしたように各種控除を一万円ずつ引き上げるとしておりません。それは、もう行き詰まりますから。もう時間がなくなりますから、私は大蔵大臣の百万円ということは名目であると結論として。それでは全く意味がないと思う。ごまかしておる。この前、百万円で四十五年まで、実質と言つたことは、これは名目であつて、物価の騰貴を押える、貨幣価値の低落を抑えるということが前提にならなければ意味がないということを、私はもうはつきりわかりました。

そこで、次に伺いたいのは、地方税のほうの課税最低限です。これは今度の国会でも、あれ、附帯決議ついていますね。本年度課税最低限は幾らになりますか。そしてあの附帯決議によると、四十年は課税最低限幾らになりますか。

○政府委員(細郷道一君) ちょっと、私の担当でございませんので、もし誤っておつたらあとで訂正させていただきますが、現在、住民税の課税最低限は標準世帯四十三万円でござります。

で、先般衆議院の御審議をおきました、来年度はぜひひ住民税の課税最低限を引き上げるようとにいう御審議の過程におきまして、いろいろ御議論がございました。いろいろ附帯決議も実はちようだいをいたしております。来年度からに各控除を

のぎの答弁にすぎないということになるのです。もうこの段階で、予算も通つたのですから、ここで詰めて、今まで予算委員会でずっとやつてきただことについて、これは実にはつきりされておりますので、確認しなければならない。そうしなければこの税法を通すことはできませんよ、われわれは。今までだいじょうぶだと言つて、この段階ではつきりさせなければ、われわれ税法を通せぬですよ。租税特別措置、これは増収になるのですから、これは流れたつてけつこうです。歳入欠陥ではないのだから、むしろ。この点はつきりさせてください。

○國務大臣(水田三喜男君) 野党一致で決議した事項については、もちろんこの線に沿つて来年はやるつもりであります。地方税の問題などは、自治省を中心にしてもうすでに課税最低限の引き上げ作業に入つておりますし、逐次来年の予算編成までには私も決議の趣旨に沿つた検討を十分するつもりであります。

○委員長(竹中恒夫君) 委員の異動について御報告申しあげます。

林屋鶴次郎君が委員を辞任され、その補欠として任田新治君が選任されました。

○木村福八郎君 そうしますと、これは非常に重要な発言ですが、われわれは限度には不満ですけれども、百歩譲つて、課税最低限について、あの附帯決議には少なくとも本年度十万円引き上げの五十三万ですわね。そうしますと、六百四十億歳入不足になる、これをカバーするようにいま作業中であると、そういう御答弁だったのです。そうすると、来年は少なくとも最低この線で財源調整をやると、それはもうここでそのことをいま大蔵大臣お述べになつたと解してよろしいわけですね、お約束したのですから。それでよろしくどうぞ

○國務大臣(水田三喜男君) 来年度の予算編成ではそういうものを十分検討いたします。

○木村禪八郎君 また地方財政については、このほかに公債発行下における交付税の問題があるわけですね。地方制度調査会で答申していますね。

四十二年度あるいはその後における公債発行下に

おける国が地方に配分すべき財源についての答申

をしています。これは国税プラス公債の二三%

これによれば一兆円ちょっとと見えますよね、計算

しますとね。ところが、交付税は八千九百億ぐら

いですか、足りないわけです。四十三年度以降は

この答申どおりにやるのかやらないのか。そうし

なければ、この答申にあるように、公債発行に

よって公共事業費等歳出がふえるのに対して、交

付税はこれまで所得税、法人税、酒税の三二%と

いうことになっていますが、それでは地方自治体

の財源が不足になりますから、それを臨時交付金

みたいなことでカバーしてきた、あるいはまた租

税の自然増収等でカバーしてきましたが、今後はそ

はいかなくなる。いまの最低限を引き上げること

による六百四十億、これを措置しなければなりま

せん、政府は。それに今度は公債発行下における

国が地方に交付すべき財源措置としては、国税及

び公債発行額を寄せたものの二三%とする、か

なりいままでの交付税よりも多い行くことにな

りますよ。また、そういかなければ地方自治体が

困る。

それから、もう一つは、電気ガス税は悪税であ

ると。いまこれを撤廃すれば六百億以上歳入欠陥

になりますから、できないでしょうが、少なくと

も来年度は、総理大臣が悪税と言った以上は、だ

んだんにこれを軽減すべき方向に措置しなければ

ならぬと思うのですね、少なくともですよ。そう

しなければ来年はまた非常な問題になりますよ、

悪税と言った以上。

そうなると 来年はいよいよ国の財政と地方財政を根本的に、これは事務の再配分を基礎にして、そうしてその財源配分を根本的に調整しなきやならない段階に来ているんじゃないかと思うのです。これまでわれわれはよく、地方の自主性を確保するために思い切って地方に自主財源を移

讓すべきだということを主張してきたのですよ。それについては、答弁は、それはごもっともです、しかし一番の基礎になるのはやはり行政事務の国と地方との再配分がきまらなければこれは困難だと。ところが、九次、十次の答申ですね、この地方制度調査会でこの事務の再配分についてのこまかい答申が出てきているわけです。だから、もう出てきているのですから、これを基礎にして、そうして四十三年度はここで根本的に国と地方財政との財源の配分について検討しなきやならぬ段階に来ているのじやないでしょうか。検討だけじゃなくして、実行に移さなければならぬ段階に来ていると思うのです。この点、どうお考へになるか。

これは四十三年度の予算編成の一つの大きな問題じゃないかと思うのですね。国の財政と地方財政との調整問題、今までどおりじやられませんが、公債発行下における国と地方の財源調整は新

たる段階に来たのですから。今まで臨時交付

税とかあるいは租税自然増収で一時的に糊塗してしまったけれども、来年からはそういう糊塗的手

段では許されない段階に来ておるので、この点についてどうされるか、伺いたいと思いますね。

○國務大臣(水田三喜男君) 中央、地方の財源の再配分というものは、どうしてもこれは近くやらなければならぬと思います。特におっしゃられる

よろしく公債を発行したと、国が公債を発行したと

いう事實に基づいて、地方税のあり方というものがどうしてもここで調整する必要に迫られており

ますが、そのしかたとして、調査会から一つの二

三%論という御意見が出ていることは御承知のとおりでございますが、この考え方ではこの中央、

地方の税制調整というものは私はできない。これ

はもう国債と国税というものを全く同じに見た考

え方で、それをもとにしてこの中央、地方の税の

ほうだけ調整しようとしても、これはもうどうに

まいきませんので、そうじやなくて、国がなぜ公

債を出すかといったら、やはり将来国民の資産と

して残る公共投資にこれを使おうということです

から、これは効力を發揮すると同時に、国だけじゃなくて地方にとってもこれは効用を發揮する

のやり方、三税の何%だけでしのいでいるとい

うことは、これはいけないですわね。それにかわ

るものの、地方制度調査会のように国税プラス公

債発行額の二三%、このとおりにやることは問題

であると思う。私もあると思いますが、そのやる

方法についてどうお考へになるか、この点につい

て伺います。

○國務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、この地方税は非常にふえ方でございまして、それによっていろいろな問題は今年度解決してお

反対ですから、そういう地方制度調査会の答申ど

おりにやるべきだという意見ではありません。た

だ、地方制度調査会のそういう答申がありますか

ら検討しようというふうに考えております。党としては

公債発行には、党としても何とかなります。た

だ、地方の行政事務の再配分に対する答

申が出たのですから、これをもとにしてやはりこ

れまでの国と地方との財源の配分のやり方は変え

ていかなければならぬじやないか。とにかく公債

發行下においては現実にそういう問題が起こつて

きまつたけれども、来年からはそういう糊塗的手

段では許されない段階に来ておるので、この点

についてどうされるか、伺いたいと思いますね。

○國務大臣(水田三喜男君) 中央、地方の財源の

再配分というものは、どうしてもこれは近くやら

なければならぬと思います。特におっしゃられる

よろしく公債を発行したと、国が公債を発行したと

いう事實に基づいて、地方税のあり方というものがどうしてもここで調整する必要に迫られており

ますが、そのしかたとして、調査会から一つの二

三%論という御意見が出ていることは御承知のと

おりでございますが、この考え方ではこの中央、

地方の税制調整というものは私はできない。これ

はもう国債と国税というものを全く同じに見た考

え方で、それをもとにしてこの中央、地方の税の

ほうだけ調整しようとしても、これはもうどうに

まいきませんので、そうじやなくて、国がなぜ公

債を出すかといったら、やはり将来国民の資産と

して残る公共投資にこれを使おうということです

から、これは効力を發揮すると同時に、国だけ

かしなければならぬでしょう。今までの交付税のやり方、三税の何%だけでしのいでいるとい

うことは、これはいけないですわね。それにかわ

るものの、地方制度調査会のように国税プラス公

債発行額の二三%、このとおりにやることは問題

であると思う。私もあると思いますが、そのやる

方法についてどうお考へになるか、この点につい

て伺います。

○國務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、この地方税は非常にふえ方でございまして、それによっていろいろな問題は今年度解決してお

反対ですから、そういう地方制度調査会の答申ど

おりにやるべきだという意見ではありません。た

だ、地方制度調査会のそういう答申がありますか

ら検討しようというふうに考えております。党としては

公債発行には、党としても何とかなります。た

だ、地方の行政事務の再配分に対する答

申が出たのですから、これをもとにしてやはりこ

れまでの国と地方との財源の配分のやり方は変え

ていかなければならぬじやないか。とにかく公債

發行下においては現実にそういう問題が起こつて

きまつたけれども、来年からはそういう糊塗的手

段では許されない段階に来ておるので、この点

についてどうされるか、伺いたいと思いますね。

○國務大臣(水田三喜男君) 中央、地方の財源の

再配分というものは、どうしてもこれは近くやら

なければならぬと思います。特におっしゃられる

よろしく公債を発行したと、国が公債を発行したと

いう事實に基づいて、地方税のあり方というものがどうしてもここで調整する必要に迫られており

ますが、そのしかたとして、調査会から一つの二

三%論という御意見が出ていることは御承知のと

おりでございますが、この考え方ではこの中央、

地方の税制調整というものは私はできない。これ

はもう国債と国税というものを全く同じに見た考

え方で、それをもとにしてこの中央、地方の税の

ほうだけ調整しようとしても、これはもうどうに

まいきませんので、そうじやなくて、国がなぜ公

債を出すかといったら、やはり将来国民の資産と

して残る公共投資にこれを使おうということです

から、これは効力を發揮すると同時に、国だけ

かしなければならぬでしょう。今までの交付税のやり方、三税の何%だけでしのいでいるとい

うことは、これはいけないですわね。それにかわ

るものの、地方制度調査会のように国税プラス公

債発行額の二三%、このとおりにやることは問題

であると思う。私もあると思いますが、そのやる

方法についてどうお考へになるか、この点につい

て伺います。

○國務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、この地方税は非常にふえ方でございまして、それによっていろいろな問題は今年度解決してお

反対ですから、そういう地方制度調査会の答申ど

おりにやるべきだという意見ではありません。た

だ、地方の行政事務の再配分に対する答

申が出たのですから、これをもとにしてやはりこ

れまでの国と地方との財源の配分のやり方は変え

ていかなければならぬじやないか。とにかく公債

發行下においては現実にそういう問題が起こつて

きまつたけれども、来年からはそういう糊塗的手

段では許されない段階に来ておるので、この点

についてどうされるか、伺いたいと思いますね。

○國務大臣(水田三喜男君) 中央、地方の財源の

再配分というものは、どうでもこれは近くやら

なければならぬと思います。特におっしゃられる

よろしく公債を発行したと、国が公債を発行したと

いう事實に基づいて、地方税のあり方というものがどうでもここで調整する必要に迫られており

ますが、そのしかたとして、調査会から一つの二

三%論という御意見が出ていることは御承知のと

おりでございますが、この考え方ではこの中央、

地方の税制調整というものは私はできない。これ

残つておるわけであります。その問題を現在闇かであります。そこであります地方制度調査会——第十一回の調査会であります。この議題の一つにいたしておられます。あわせて地方自治と現在の社会経済の情勢とが、特に区域その他違った点が出てまいつてあります。具体的には、過疎の問題であるとか過密の問題でありますとかいう問題が出ておりますので、そういう新たな事態にどう対処していくかというようなことをその課題になつております。それで地方制度調査会を近くまた再開をいたしまして、そこで十分御審議をいただき、その審議の結果を政府として尊重してまいりたい、こういうふうに考えております。

○木村福八郎君 政府は地方制度調査会の答申を尊重していないですね。さつき言われたようにこの点についてはあまりしていない。地方制度調査会は權威ないです。

そこで、まあこれは大蔵大臣が一番あれでね、真剣に考えていかなければならぬ問題だとと思うのですが、やはりこの國の財政、地方の財政は、言うまでもないのですが、ますます切り離しができなくなつて、一体として考えなければならぬ段階に来ていますね。ことに公債発行下になつてからは、これはもう切り離して考えられないのです。ですから、四十三年度は國の財政と地方財政との関連について四十二年度予算を編成したような考え方ではないので、これは根本的に考へ直さなければならぬ。さつきのお話にありましたが、いろいろな地域社会においても過疎の問題、過密の問題、いろいろ変動もありますが、そういうものを含めて、何かこれは根本的に考へ直さなければならぬと思うのですけれども、そういう時期に来ていると思うのです。いままでのマンネリで、四十三年度の予算を公債発行を中心で編成する、そんな程度で、また様子を見ながら、景気がよければ自然増収があるから、そこでまあ四十二年度のような組み方でいいといふような安易なものではなくて、これはもう基本的には考へ直さなければならぬ段階に四十三年は来て

いると思う。どうですか、そこ
研究されるか、検討されます。

いると思う。どうですか、その点、何かこれから研究されるか、検討されますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 結局は中央、地方の事務の再配分をどうするか、そこまで問題がいかなければ私は根本的な解決ができないものと考えています。そうしますと、やはり行政機構の改革の問題でございますが、中央政府の機構についてのいろいろな研究は過般臨時調査会でなされましたが、これと地方との関係による作業はなされなかつたということが、私はあの調査の致命的な欠陥ではなかったかと思つております。場合によつたら、あいの調査会がさらに研究の対象を広げて、中央と地方との行政のあり方というものにもう一步入つてもらいましたら、今までの調査研究が全部やはり生きてくるということになりますので、私は何としてもこの問題に近いうちに取り組まなければいけないというふうに考えております。

○木村福八郎君 大蔵大臣のいまのことば、そのとおりだと思うのです。なぜ早くそれをやらなかつたですかね。地方制度調査会ではかなりこまかく出ておりますし、それから臨調のほうでもいろいろやつておりますが、その点は確かに臨調のほうは地方の機構を含めたわけではないですね。総合的にやる必要がある。いま大蔵大臣、何かそういう新しい調査会というものを設けるか、どういうふうにするかわかりませんが、どういうよくな形でおやりになりますか、何かお考えがあるならお聞かせ願いたい。これは非常に重要なことだと思います。至急にやらなければならぬ。いかがでしょう。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、この問題は至急政府部内で研究したいと思っております。

○木村福八郎君 それから、もう一つ、税制の基本に関する問題なんですが、この間大蔵大臣が須藤委員の質問に対しまして、今後簡接税の比重をふやすような方向で考えていくと、こう言っておいました。大蔵大臣はどういう租税原則によって今後日本の税制を考えていこうとしているのか。

あまり具体的になると悪いかもしませんが、主税局長さんが非常に尊敬しているアメリカのグード先生がいるわけですね。租税の専門家です。大蔵大臣お読みになつたと思うのですが、「個人所得税」という、これは名著です。これは主税局長さんが翻訳しています。この翻訳也非常にいい翻訳ですよ。私も非常にこれは勉強させてもらつた。これによりますと、やはり近代的税制の基本は累進制を伴つた個人所得税を中心にしていくべきだ。しかも、これはファイスカルボリシーの点からいっても、非常に合理的だということも立証しているのですよ。中にはそういう所得税、累進的所得税を排除しようとした保守的な人たちがいるけれども、うしろ向きの保守的な人たちがいるけれども、やはり近代的税制は累進的な制度を伴つた個人所得税を中心にしていくべきであると、これがこの本の中心なんであります。そうして間接税制を伴つた個人所得税を中心にして今後の税制のうしろ向きの議論であるばかりでなく、税制調査会の長期税制に関する答申の中でも、やはり累進制を伴つた個人所得税を中心にして今後の税制の基本をきめるべきだ、そういう基本をきめるべきだというように答申されているのですよ。

しかも、税制調査会のあの調査をさしいに読んでみますと、ヨーロッパあたりで売り上げ税とか取引高税ですか、ああいう間接税がかなり残つてゐる。日本よりウエートが大きいんですね。だから、日本も間接税のウエートをもつと大きくする必要があると、こういう議論はこれは間違いであるということを税制調査会のあの調査の中にも書いてありますよ。なぜならば、ヨーロッパにおける売り上げ税とか流通税的なものは戦時にやつたんだと。戦時課税がいまだに残されているんですね、民主的税制としてはあれは整理さるべきものだ、そういうふうに書かれております。ですから、前向きの税制としましてやっぱり累進制をとつた個人所得税、これは最も民主的なものである。間接税はどうしたって逆進制になるんですよ。累進的でありませんし、逆進的ですから。国民所得の

公平な再配分

公平な再配分の上からいっても、累進制を伴つた個人所得税を中心にやはり近代的税制といふのは行なうべきであるというふうに述べてあるんですよ。これはもう税制調査会の答申もそうですし、主税局長さんのこれは先生なんだ、先生さえそぞりから、すべて、権威を借りて言うわけじゃありませんが、これはもう長年、民主的な税制としてやはり累進制を伴つた個人所得税を中心にしてそれが最も公平原則に合致する。それを大蔵大臣はえていくような発言したから、これはたいへんだと。これはもう少し向きの税制になつて、しかも、戦時の税制をそこに織り込むということになるんですよ。売り上げ税とか流通税は、あれは税率をちょっと上げればどつさり収が確保できるんだから、戦時の税制としてこれは持つてこいなんです。ヨーロッパではまだそれが残っているんですよ。だから、ヨーロッパのそういうまねをしちゃいけないと思うんです。それを立論にして日本に間接税をふやすなんていふ議論したら、とんでもないと思うんですよ。大蔵大臣、前のそういう御発言、これは重大な御発言です。これを私は取り消される必要があると思う。もしああいうような形でよいになるなら、それは近代的な税制とうしろ向きになるんですねから、これは自民党だってだんだん脱皮して近代的政党になりたいというんでしよう、そういうときにはこういううしろ向きの税制やるなんて、これはもう非常なおくれた、近代的感覚を失いたそうした政党と言われてもしかたないです。これははつきりしなきやいけない問題ですよ。あの御発言は重大です。これについて大蔵大臣、お取り消しになる必要があると思いますが、いかがですか。

1000 800 600 400 200

○木村裕八郎君 大蔵大臣、そんな、おやめにな
る必要はありませんよ。それは私は、非常に大蔵
大臣は誠実ですし、率直ですし、前にも大臣を経
験されてそれは非常に高く評価しております。わ
れわれは人間的にもござりっぱだと思っていんじ
すよ。ただ、われわれとしては政策で対決してい
くんですからね、政策で。人間的には非常に大蔵
大臣に好意持つても、しかし、あの間接税という
あれは、あれはいけませんですよ。それは今後に
大きい影響を及ぼしますから、ですから、あっさ
り……あれは何が須藤さんの質問がうまかっただの
で、どうもつり込まれてああいう答弁されたのか
もしませんけれども、しかし、あれはここで直
していくだかないと、事務当局だって困ります
よ。ああいうことを大蔵大臣の口から……。あれ
は、ですから率直に――おやめになるなんて、や
められてから者えたんではどうもしようがないわ
けですよ。いま現職のときには、そういうふうに御
発言になつたんですから、あまりこだわらない
で、そうか、君の言うことを聞いてるとやっぱり
そうらしいから、じゃひとつ十分検討してみたい
と、不十分な点があつたかもしらないと、その程度
にやつぱりあれしてくださいませんと、いや、間
違つてましたから取り消しますというんじゃ、
あまり大蔵大臣として権威にもかかわりましま
し、そこまでは申しませんが、もう少し適当に御
発言を……。

度の日本の人件費の支出で日本の企業がすぐ詰まるというようなことだったら、これはたいへんでもって、日本経済に前途がないということになりますので、どこかに欠点があるということから、調べてみますというと、これは金利の問題とか、あるいはいろんな問題がそれはあるとは思いますが、日本のコストを高めるいろんな要素があり過ぎる。そのうちの一つにいまの法人税というものがある。これは資本構成をどんどん悪くするとで、利益へ税金かけるんですから、一たん国に納めろ、新しい設備をするときにはあらためて銀行から借りると、こういう税制でございますから、したがって、資本構成はどんどん悪くなるということをもう約束している一つの税制でもありますし、それからまだ、利益へ税金かけるということになつたら利益を多くなさないということになりますので、非常に日本の産業の中にはむだが多い、冗費がどんどん広がっていくと。これは国際競争を悪くする大きい要素になつてゐるだらうと思います。と同時に、こういう税のあり方が公平な賃金の分配をはばむものになつている、そういう機能が非常に強く出ているんじゃないかなとうことを考えますと、この税のあり方自身というものは考案なきやならぬ。

たとえば、いまアメリカの例を、学者のことと言われましたが、むしろアメリカあたりの思想は、企業の利益を、国と企業が分けるという思想じゃなくて、あるべき姿に散らしてしまつ。公平な利潤の分配、賃金の分配、そして必要な設備のための内部留保というような形に分けて、国民の所得にこれを還元させておいてから、所得の中から公平な税を取るというような形で、この段階じゃなくして、散らした段階で取るというのが一つの外国の新しい思想にもなつてゐるというようなことを考えますというと、ここで税制について、どの税金が将来成長税として認められるかといふますと、経済がよくなれば国民の所得がふえる。所得といふものはこれは成長税の税源になるものでありましょし、また、国民の所得がふえると

い。 いうことは同時に国民の消費がふえる、消費水準
ういうものが高くなる。消費水準の低いときには税
金をかけられたら国民の生活は苦しいのですが、
所得水準が上がって消費水準が上がるというとき
には、その中に合理的な税源というものを求める
ことはできないかというような、将来の長いこと
間接税といったらすぐ大衆課税で何だからだとい
う、すぐそういう角度からの批評というのでは、
まだ少しある考え方があるよう気がして不服
なんですが、きょうはひとつ避けてまして、問題は
ひとつ課題として、ゆっくりこれはもう少し体系
的に勉強するつもりであります。

○木村福八郎君 率直なお考へが述べられました
が、それはすぐにといいますけれども、これは長
い間の税の問題——フランス革命以後一番大きい
民主革命の基本なんですから、税は。ですから、
すぐに間接税は大衆課税であるからけしからぬ
と、そんな單純に考えらやいけないと大蔵大臣は
言つけれども、その真理はちつとも変わらないで
すよ。また、近代社会になりましても、いろいろ
な要素を勘案してアメリカあたりでも、やはり累
進制を伴つた税制は個人所得税よりしかないので
すから、これを推進しないで所得の分配の不均衡
を是正するということは、税制面からでは困難で
すね、比例税では。ですから、時間がございませ
んから、大蔵大臣も十分その点をお考へになります
して、不用意に間接税のほうに重点を置いていく
ような御発言は、ひとつそのところは慎重にして
いただきたい。税制調査会の答申もあります
し、それから最近のこうしたものの研究もあります
し、それから租税の公平原則からいきまして
も、やはり累進制を伴つたそういう税制を中心にして
いかなければならぬのですから、その点はひ
とつ十分に慎重に、間接税に今後重点を置くとい
うような御発言はなさらぬようにしていただきた

それから次に伺いたいのは、租税特別措置につきましてわれわれいろいろ反対してまいり、同僚の委員からもいろいろ質問してきたのですが、最後にその点で伺いたいのは、この法律が改正案が通ると、三年間これがまた臨時の措置として存続されるわけです。ところが、基本的には政府のほうもこの租税特別措置、特に利子配当等については、これはいいとは考えていないようですね。租税調査会の答申も、これは一部の人にこういう特別の減免をすることは納税思想にも悪い影響を及ぼすということになります。政府は、まず一段階として一〇%を一五%に上げたわけですね。税率を五%上げたということになっているわけです。ね。じゃ、三ヵ年過ぎて、これは私は賛成しているわけじゃないですけれども、じゃ三ヵ年過ぎたらどうするのか、廃止するのか。やはりこれは基本的な考え方をはつきりさせなければならないと思うのです。租税調査会でも、これはいますぐには無理でしよう。だから、一つの経過措置をとりながらやめるべきだというわけですよ。だから、政府は、最終的にはやめるという方針でこれと取り組まなければならぬわけです。いつまでもまた三年、また三年というこういう扱いでは、租税調査会の答申の趣旨にも沿わない。この点、今後長期的に見てどうするのか、伺っておきたいと思うのです。

すので、やはり法人税そのものについての根本的検討を必要とするわけです。税制調査会もすでに取り上げている問題でございますから、向こう三年間にこういう問題の検討を私どもは十分して、結論を出したいと思っております。

○木村福八郎君

結論を出したいということは、

税制調査会の答申のように廃止するということですか。ただ、いますぐ廃止するというのでは混乱を生ずるから、経過措置を講じながら廃止しろというのですよ。三年間の経過措置を講すれば十分じゃないですか。ですから、この三年間の間に廃止するという自目途で、たとえば法人税についても、それは法人擬制説にいまなつてあります、法人実在説のほうに改正するのか、根本的な点もあろうと思うのです。要は、三年過ぎたら廃止するという自目途で取り組まなければ、税制調査会の答申の趣旨にも沿わないわけですね。経過措置は三年。三年は経過措置ですよ。

それから、もう一つ、ついでにこまかいことですが伺っておきますが、四、五は暫定で、これは質問があつたかと思いますが、四、五は暫定でやつて、この法律ではなぜ七月から実施することにして、六月を新税率にしないのですか。六月一ヶ月だけ新税率にしないことによって、どれくらいの減収になるのですか。

○政府委員(塙崎潤吉)

最後のお尋ねの、なぜ七

月一日に実施したのか、またそれによってどれくらいいの税減収を生ずるかということについてお答えを申し上げます。

まず第一に、七月一日からの実施の問題は私どもはこのように考えております。税率の引き上げ、つまり増税ということは、やはり弊害のない限りできる限りゆとりを置いてやつたほうがよろしいというのが基本的にはあります。したがいまして、今回、利子配当の特別措置のみならず通行税の、航空機に対する通行税の5%から10%への引き上げも、さらにまた印紙税の引き上げも、登録税の引き上げも、ゆとりを置いて施行することにいたしております。通行税もやはり七月一日で

ござりますし、印紙税も七月一日でございます。登録税はもう少しゆとりを置きまして、八月一日、これは昭和二十八年以来初めてのことです。

それだけに税引き回りに対する影響は大きいわ

けでございますので、投資家にも十分利回りの採算性がどういうふうになるか、選択あるいは判断の期間を与えたい、こういう趣旨で七月一日とかようないたした次第でございます。

なおまた、御質問の税取扱いをいたしますが、利子は大体一ヶ月間のズレによりまして四億円ばかり、配当所得のほうが二億五千五百万円ばかり、通行税が一億五千万円ばかり、印紙税が八億円ばかり、登録税が三十億円ばかり、こんなふうに減収、増収が逆に失われるわけでございます。なれば、過去の先例におきましても、たとえば最近の情勢といたしまして、LPG、石油ガスの課税は、一昨年の国会を通過いたしましたが、施行後一年間余裕を置いて施行したこともございます。

○木村福八郎君

大臣、さつきの特別措置の廃止ですね、三年後のことですが、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君)

これは三年というのことは、なかなか先のことはわかりません。たとえばこの間の統計で見ましたように、一百万円以下の貯蓄者が日本は二千六百万人というようなことでございますが、日本経済が伸びて国民生活がよくなっていることになりましたら、国民大衆のほうからいうふうに思つて、やはり三年間の検討期間を置いて合理的な線を引いて善処をするのがいいのではないかというふうに考えます。

○木村福八郎君

それは大蔵大臣、貯蓄の重要なことを否定するわけではないんですよ。大蔵省でもそういうことは十分検討しているのです。この特別措置によって資本の蓄積に役立つてあるかということが問題になつているということな

です。そういうことは、単なる資金の移動にすぎないのでないか、これによって、たとえば証券のほうに行く

で、この前、ドイツのアプス総裁が日本に來た

ときに、私どもに非常に参考になる話をされたんですが、イギリスがポンドを切り下げるといふに、イギリスにポンドを切り下げられては困るということです。それはもう大蔵省の結論なんです。だから、そこで資本の蓄積という面からいっても、これは得たい、こういうことが基本的な考え方でござい

ます。

第二の、利子につきまして私どもが申し上げたのは、今回の一五%という税率になりましたのは、昭和二十八年以来初めてのことです。

それでございまして、投資家にも十分利回りの採算性がどういうふうになるか、選択あるいは判断の期間を与えたい、こういう趣旨で七月一日と、かようないたした次第でございます。

なおまた、御質問の税取扱いをいたしますが、利子は大体一ヶ月間のズレによりまして四億円ばかり、配当所得のほうが二億五千五百万円ばかり、通行税が一億五千万円ばかり、印紙税が八億円ばかり、登録税が三十億円ばかり、こんなふうに減収、増収が逆に失われるわけでございます。なれば、過去の先例におきましても、たとえば最近の情勢といたしまして、LPG、石油ガスの課税は、一昨年の国会を通過いたしましたが、施行後一年間余裕を置いて施行したこともございます。

○木村福八郎君

大臣、さつきの特別措置の廃止ですね、三年後のことですが、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君)

これは三年というのことは、なかなか先のことはわかりません。たとえばこの間の統計で見ましたように、一百万円以下の貯蓄者が日本は二千六百万人というようなことでございますが、日本経済が伸びて国民生活がよくなっていることになりましたら、国民大衆のほうからいうふうに思つて、やはり三年間の検討期間を置いて合理的な線を引いて善処をするのがいいのではないかというふうに考えます。

○木村福八郎君

それは大蔵大臣、貯蓄の重要なことを否定するわけではないんですよ。大蔵省でもそういうことは十分検討しているのです。この特別措置によって資本の蓄積に役立つてあるかということが問題になつているということな

です。そういうことは、単なる資金の移動にすぎないのでないか、これによって、たとえば証券のほうに行くで、この前、ドイツのアプス総裁が日本に來た

とか、あるいはたんす預金がそっちのほうに行くとかということであつて、やはり資本の蓄積といふことは可処分所得をふやすことにあります。それはもう大蔵省の結論なんです。だから、そこで資本の蓄積という面からいっても、これはプラスになっているのかマイナスになっているのか、それは個人の証券を持つている人や銀行預金をやつしている人は、そういうような利害には大きな影響があるでしょう。国全体としてほんとうに選挙に勝つことのほうが重要だといって押し切つた。選挙に勝つことが重要だというのはどういう意味かといつたら、ドイツの大衆がほとんど相当水準の貯蓄者になつてゐる、この貯蓄——国民がそこまで来たら、貯蓄というものを擁護しなかつたら政治にはならぬ、これが一番重要であるといつて、全産業家の反対を押し切つてもあいつの措置をとつたのであって、やはり日本がこれからこの経済、世界的な国際化の中へ出ていて伸びるといふに思つて、やめたときに貯蓄が減つたり、減らしたり、通行税が一億五千万円ばかり、印紙税が八億円ばかり、登録税が三十億円ばかり、こんなふうに減収、増収が逆に失われるわけでございます。

なれば、過去の先例におきましても、たとえば最近の情勢といたしまして、LPG、石油ガスの課税は、一昨年の国会を通過いたしましたが、施行後一年間余裕を置いて施行したこともございます。

○木村福八郎君

大臣、さつきの特別措置の廃止ですね、三年後のことですが、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君)

これは三年というのことは、なかなか先のことはわかりません。たとえばこの間の統計で見ましたように、一百万円以下の貯蓄者が日本は二千六百万人というようなことでございますが、日本経済が伸びて国民生活がよくなっていることになりましたら、国民大衆のほうからいうふうに思つて、やはり三年間の検討期間を置いて合理的な線を引いて善処をするのがいいのではないかといふふうに考えます。

○木村福八郎君

それは大蔵大臣、貯蓄の重要なことを否定するわけではないんですよ。大蔵省でもそういうことは十分検討しているのです。この特別措置によって資本の蓄積に役立つてあるかということが問題になつているということな

です。そういうことは、単なる資金の移動にすぎないのでないか、これによって、たとえば証券のほうに行くで、この前、ドイツのアプス総裁が日本に來た

きになりましたね。田中角栄さんのときには、廃止すべきだという答申を、分離課税をやつてしまつたでしょ。廃止どころか、もつと極端な優遇措置を講じてしまったのですよ。全くへしろ向きですよ。

この点について、では、もう廃止はする意思はないのですね。いま伺いましたが、意思がないと。はつきりしてください。意思がないらしい。

○國務大臣(水田三喜男君) 廃止の意思はないといふうに言つておるわけではございません。

○木村福八郎君 では、いつごろ廃止するのですか。何年を目途として廃止するのですか。

○國務大臣(水田三喜男君) そのため三年という期間で今回の措置の影響を見て、合理的な措置を検討するということでございます。

○木村福八郎君 時間がございませんから、次に移りますが、教育費控除につきまして、だいぶ前に前向きのお話があつたのですが、今度やらないかたのはどういうわけですか。これはもう理論的にははつきりしているのですよ。来年はやりますか、教育費控除は。われわれは配偶者控除については一応、ここで今度はうなずきましたから、これは了といたします。教育費控除、来年やりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) これまでの国会論議を見ましても、課税最低限を急速に引き上げるということのほうが急務であり、各種の控除を引き上げるということのほうが税問題としては私は急ぐことだと思います。そうしますといふと、そういうものといまここで教育費の控除といふものとの関係でございますが、やはりそれよりもっと最低限を全体として引き上げるということのほうが私は先であると考えて、今後この問題、もう少し検討事項にしてもらいたいと思っております。

○木村福八郎君 これは議論になりますから。だいぶ後退してしまつたのですね。前に理論的にはやはり、法人、会社の場合と個人の場合とで、片方は減税額があるが個人にはないわけですか

ら、そういう意味で、やはり理論的には教育費控除というのは是認されると思うのですが、これはないのですね。いま伺いましたが、これは要するに――衆議院で予算が通るときの附帯決議にあるのですが、物価対策等の料金の引き上げについては極力これは押えていく。その一環として財投資金を活用するということがあるわけですが、これについてはほんとうに大蔵大臣は財投資金を積極的に活用して、それで物価の値上がりを抑えるその政策の一につき活用されるか、また企画庁長官も物価対策として、この料金対策として財投資金の活用ということをどういうふうにお考えか、まず大蔵大臣から伺いたい。

○國務大臣(水田三喜男君) これは私は限界のある問題だと思っていますが、財政資金といつても結局は国民の負担でございますので、受益者の能力いかんにかかわらず、全部に国民の金で負担するというような方向がいいのか、特定の受益者が能力に応じて負担するという形のほうがいいかといふことになりますと、財政の効率という問題では一番、一律に負担するということが悪いといふことに、もうこれは通則になつてゐる問題でございますので、ある特定の時期、たとえばこの際、再建計画を自治省から迫られている。そういう場合に、たとえば東京都のこの交通の再建計画を考えると、たとえば電車とかトロリーを廃止するとかバスに切りかえるにしても、私鉄がみんないいところを握っているわけですね、私鉄がもうかる経済線を。そうすると、東京都は不経済線を多くしているのですね。そういう場合に、やはり公共事業でござりますから、公共事業だから、その経済性ばかり、コストばかりに重点を置いて考えるべきじゃないのじゃないか。みんな私鉄のほうを全部東京都管にこれは移譲させれば、経済線と不経済線を両方運営して、そうしていまの赤字がなくなると思いますが、いままで私鉄がいいところをみんなやつておって、東京都は非常な不経済線ばかりやつておるから、赤字が出てくる、そういう場合にはただコストだけを考えるのじやないから、それでそういうときにはやはり財投資金を活用して、それで――もちろんもつと合理化努力をしなければならないと思いますが、それで採算のとれるような努力をしなければなりませんけれども、しかし、その前提条件として、いま

しゅうござりますか。

私も大蔵大臣のお考えと同じように考えております。やはりコストといふものは原則として受益者が負担すべきものだと考えております。

ただ、現在の物価問題がかなり大きな部分があります。やはりコストといふものは原則として受益者が負担すべきものだと考えております。

○國務大臣(水田三喜男君) いま私どもが述べたのは一般論でございまして、特にいまおっしゃられたような、指摘された問題は、これは一般論で处理することはなかなかむずかしい緊急の問題でございますので、東京、大阪、名古屋、この地下鉄の問題は都市の過密化の問題解消と関連して特別の措置をとるということにいたしまして、財投だけじゃなくて、もう利子の補給もするというところまで本年度から踏み切ったような次第でございます。こういう特別な問題については、これは特別の措置が必要だと思つております。

○木村福八郎君 これはもっと具体的に御質問すればわかつてもらえるので、いま東京都、美濃部さんが知事になりまして、その交通の再建計画を自治省から迫られている。そういう場合に、たとえば東京都のこの交通の再建計画を考えると、たとえば電車とかトロリーを廃止するとかバスに切りかえるにしても、私鉄がみんないいところを握っているわけですね、私鉄がもうかる経済線を。そうすると、東京都は不経済線を多くしているのですね。そういう場合に、やはり公共事業でござりますから、公共事業だから、その経済性ばかり、コストばかりに重点を置いて考えるべきじゃないのじゃないか。みんな私鉄のほうを全部東京都管にこれは移譲させれば、経済線と不経済線を両方運営して、そうしていまの赤字がなくなると思いますが、いままで私鉄がいいところをみんなやつておって、東京都は非常な不経済線ばかりやつておるから、赤字が出てくる、そういう場合にはただコストだけを考えるのじやないから、それでそういうときにはやはり財投資金を活用して、それで――もちろんもつと合理化努力をしなければならないと思いますが、それで採算のとれるような努力をしなければなりませんけれども、しかし、その前提条件として、いま

○國務大臣(宮澤喜一君) 御承知のように、公企業の赤字再建対策といふものはすでに政府でも確立いたしておりますが、一定の条件が満たされると、たとえば利子負担等をある程度国がめんどくさるというようなことも、すでに制度として始まつておることは御承知のとおりでございますが、これもやはりそういう原則に対する一つの、公営企業であるがゆえに例外を考えておるということは御承知のとおりだと思います。

○木村福八郎君 次にやはり料金問題として伺いたいのですが、米価は、消費者米価は特に料金として、政府が今まで公共料金の一つとして扱つてきておりますから、伺いたいのですが、生産者米価が問題になつてきているわけですね。大蔵省は今度、いろいろ新聞等に伝えられておりますが、大体7%ぐらいアップで、今度は政治加算をしないと。あるいはまあ一万九千円ぐらいじゃないかとか、いろいろ取りざたされておりますが、どうですか。消費者米価のほうは今度は、生産者米価が問題になつた場合引き上げるのか引き上げないのか。これ、物価対策として重要なとと思うのです。もう十月から一四・四%上がるということになつておりますが、今度生産者米価、四十二年度

産米が上がつた場合、どういうふうに押えるお考

えであるか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私としましては、今度新しく生産者米価が決定いたしました結果として予算で予定をしております以上の消費者米価の引き上げがないことを前提に考えております。すな

るか。これは経済の見通しが、この予算編成当時
予想したのとかなり違つてきているんじゃないかな
と思うのです。そこで、大蔵大臣から、今後、
本予算通過後の運営の問題について、どういうふ
うに考えておるか。

調整が御承知のようにおくれたこともありますて、いまのところ当初考えました経済見通しを変更しなければならないような大きな変化は起つていないと 思います。

思いますが、これは経済見通しとのものの関係ではなかろうと思つてゐるわけであります。

それから、自由化あるいは経済社会発展計画との関連で、ただいま特に申し上げなければならぬことはまだ起こっていないというふうに見てお

わち、そういう必要が起こらないように合理的に生産者米価が決定されるべきものである、こう考えております。

○國務大臣(水田三喜男君)　この間、今まで決定しているのはいわゆる予算米価でございまして、それじや實際にどれだけ消費者価格を上げるかということは、最後は米価審議会にかかって決定することござります。今年度のこの生産者米価がどれくらい上がるかもまだ決定していないときでございますので、この決定を見て消費者米価をきめるのが順序だと思いますが、まあいまのところでは、企画庁長官が言われたように、予算米価というものが、値上げする場合にしても、これが最高限になるようにしたいというふうに考えております。

子にしておってもなんには、さういふと自覺しなかつたような変化が生じていると思うのです。たとえば設備投資の問題なんか、かなり当初よりはつきりしているんじゃないか。それから、国際収支の問題もかなり傾向としてはつきりしてきているんじゃないか。それから、今後自由化問題がいよいよ六月二日に本格的に答申が行なわれ、そして実施段階に入つていくんじゃないかと思うのです。これはまたあとで段取り等を通産省に伺いたいのですけれども、そういう点で経済見通しを改訂する必要があるのかないのか、あのとおりで「一体いいのかどうか」。それから、経済社会発展計画のあれとの関連ですね、今後自由化の問題もありますが、あのままで「一体いいのかどうか」。その後変化してきておりますから、そういう点について長官から伺いたいのです。

す。これは四十二年度の問題と申しますよ。四十一年度を五兆四千億円というふうに一応想定をいたしましたわけであります。まだはつきりしたことはわかつておりませんけれども、どうもやはりこの五兆四千億円が少し低めに押え過ぎておるかも知れない。当時から幾らかそういう感じで、私どもも、木村委員も御承知のように、思つておりました。あるいはそういうことが幾らかあるかもしれないと思っております。しかし、かと申して、土官が多少上がりまして、すぐに四十二年度動かさなければならないようなそういう規模のものではなかろうと考えておるわけであります。

それから、国際收支につきましても、貿易収支で思つたほど輸出入の差額の黒字が大きくなりとすることは、ただいまのところそのとおりでござります。ただ、ユーロドラーでありますとか、イ

つ伺つておきたいのですか、あの中に交通安全対策要求がある。交通安全対策は、あの四党協定で、政府はもっと積極的に取り組むべきだと。これについてどの程度政府は真剣に取り組まれるのか、この際伺つておきますけれども、これはもう毎日のように交通戦争に対するキャンペーングを行なわれているわけですね。ところが、政府もいろいろ対策を立てております。たとえば交通施設整備三ヵ年計画で六百三億の予算を組んでやつておりますが、ところが、この予算措置があまりに貧弱であるというのが一般的の批判です。三ヵ年、あれは四十一年からですね。そうすると、昨年、今年まで六百三億、これは少なくとも三倍くらいにする必要があるのじやないかといふのが通説のようであります。私は交通専門ではありませんが、やはり国鉄のほうの安全対策を除いているのですね。あれをもつと私より上げて使うふうが

○木村裕八郎君 次に、財政金融の運営問題について伺いたいのですけれども、いままでは暫定予算でやつてきたわけです。今度本予算が成立しますとして、本格的に財政支出が行なわれることになります。まあ景気過熱論がだいぶありましたが、全部の原因じゃなかつたと思いますが、暫定予算が過熱化を、何ですか防ぐまあ一つの要素にはなつたのではないかと思うのです。そこで、今度は本格的な予算の執行になるわけですから、反動として、これが積極性に使われるということになると、また問題が起つてくるのじゃないかと思ひますが、これは新聞等にも指摘されておりますが、その点どうなんですか。今後の運営問題ですね、財政の。どういうふうに運営していくか

○國務大臣(水田三喜男君) 暫定予算は九千億をこえておる予算でございまして、これは必要な経費を盛り込んでござりますので、これは本予算が成立したからといって、別に私は特別の変化があらうとは思いません。

ただ、全体としては、経済の基調は非常に強いたままでございますので、依然として今後の運営には十分気をつけるべき問題がたくさんあると思いまますので、情勢に応じて彈力的な措置をとつていくという基本方針で対処すればいいのではないかと考えております。

○國務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、暫定予算の関係もあり、また大企業の大ところの設備

ンパクトローンでありますとか、あるいは輸入ユーランスでありますとか、御承知のような原因から外貨準備そのものには影響を与えていない。むしろ逆の影響を与えているところでもございますから、この点もいまさしづめどうこうしなければならないとは考えておりません。

それで、私どもとしましては、これから本予算が動き出し、そうして大企業を中心とした設備投資が動き始めるわけでありますし、また国際的な基調もはつきりと変えられておりませんので、まあ夏過ぎるころまではこの状態を、少なくとも経済見通しに關する限りは事態を見守つておつてよろしいのじやないだらうか。国内の金融の問題につきましては、さしつめ何がしか問題があるかと

あるのじゃないかと思うのです。だから、来年分くらいは今年に繰り上げてやっていかなければならぬのじゃないかと思うのですが、どうでよう。やはりすいぶん要求が多いと思うし、これも初めて四党協定がありまして交通安全についての附帯決議が一応通ったわけですが、しきうとつながらいろいろ調べてみますと、とにかく予算の裏づけが貧弱ですね。社会党のほうは交通安全基本法というものを今度つくりまして近く出すわけです。その関連法案も出すわけですが、何せ予算措置が非常に少ない。救急センターあたりでも、とにかくいろいろ問題がたくさんあるのですが、予算がきわめて貧弱だ。政府もすいぶん声を大きくして言つております。総理大臣も歩行者優先とか

○國務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のよう、暫定予算の関係もあり、また大企業の大ところの設備

ろしいのじゃないだろうか。国内の金融の問題につきましては、さしづめ何がしか問題があるかと

人命尊重とか社会開発とか言つておりますが、とにかく予算措置が全体から見て非常に貧弱です。これは大蔵大臣、再検討されまして、それから予算の範囲内で早く繰り上げていただけるものはどんどんやつていく、これは足らなかつたら補正でも出していくとか、やはりスピードアップすると同時に、予算をもつと積極的に出して交通安全に重点を置いてもらいたいというのが多く国民の要求に置いてもらいたいというのがありますが、この点はいかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、全体として予算がそう少ないといふにはいまのところ思つておりません。初年度百十何億で出発したのですが、今までのやつたことについて、総理府がいま總点検をしておるそですが、ことしはとりあえず去年に対して二倍半ぐらいの予算をつけ、それでもまだこの計画の予算内でございりますが、この間、朝日新聞で御承知のようにいろいろなことが言わされました。かりに国道に沿つた学校の前にみな一つずつ横断歩道橋をつくるといふようなことにしても、計算してみると費用は三十億円前後ということでおざいますので、そつしますといふと、この予算でやろうと思えば相当のことができますので、必要度に迫られたばうからやりくりで先の繰り上げ使用をどんどんやつしていくといふような形でいけば、いまのところこの予算が特に不足で補正しなければならぬといふようなものじやないか。先にいつてそういうものが出来ても、当面はどんどん繰り上げて必要なほうへ流用して、計画を内部で変えていけばいいんじやないかといふように考えております。

○木村福八郎君 それは大蔵大臣としてはそういうふうに御答弁するよりほかないと思うのですが、それは今までよりは確かに予算は非常にふえましたよ。しかし、私、いろいろ専門家に聞いてみたのです、そういう機会に。附帯決議で交通安全対策に重点を置けということを見まして、いろいろ調べてみましたし、勉強してみました。と

にかくそれはいままでよりは飛躍的に予算は多いのですけれども、しかし、いまの交通災害の防止としては、大蔵大臣、もう一度いろいろ関係者の方に聞いてみてくまませんか。とにかく今後かなり長期的に見た場合は、ものすごい、自動車の台数も急スピードで、昭和四十五年ごろにはたいへんなるふえ方だというのです、いまの調子でいくと。それに対して対策というのはかなりスピードを上げなければならぬし、金額としても、とにかく予算は今までよりも飛躍的に多いのです。

○國務大臣(水田三喜男君) が、いまの災害防止に対しては非常に少ないと

われているのですよ。この六百億を少なくとも三倍ぐらい、千八百億ぐらい、国鉄のあれを除いて必要だといわれているのですが、その点、ひとつ再検討していただけませんか。

○國務大臣(水田三喜男君) それから、もう一つ

は、今年度から反則金收入を一応特別の、交通対策の特別交付金として地方にそれを交付するといふことにいたしまして、この金額も百四十億円ぐら

い期待されますので、これもそういう交通安全対策に使われる金でございましょう、実際に必

要であるという予算要求が関係庁からはつきり出

てきましたときは、私どもは交通対策に対する予

算は、これは十分もう計上していこう、これは重

要的に予算を扱おうとしている項目でござりますから、十分対処いたします。

○木村福八郎君 この際、企画庁長官に伺いたい

のですけれども、われわれは常識から考へて、と

にかく自動車の生産というのは無制限でしよう。

○國務大臣(宮澤喜一君) 自動車の生産が国内の需要及び輸出を目指して行なわれておるわけでござりますが、まことに最近はモータリゼーション

というのは、大都会よりも農村を中心とした地方に広がりつつございます。これはまあ自然的な条件に恵まれておること等、いろいろなことがある

と思います。そのこと自身は、つまり国民の一人

人が自動車を買うということは、これは資本に

それから、公害という面からもやはり規制する必要があると思うのです。ですから、その点は

議論になりますから……。

次に、長官にケネディラウンドの問題について伺いたいのです。十五日に一応妥結したというふ

うに報せられておりますが、このバランスシートはどうなつておるのか。結局、結論としては、私は

言いますが、これはマイナス面が日本にとって大きくなるのじやないか。

それで、具体的に伺います。小麦のこの値段が、

これが下限価格が引き上げられたわけですね。一

ブッシュル当たり一ドル七十三セントになつた。

輸出は。ところが、国内で無制限にどんどんふえます。あとをみんな追つかけているわけですね。

追っかけている対策なんですよ。交通安全対策など、これはほんとうは末の対策だと思つてゐる

のですよ。交通の危険を増すそういう要因を、ど

んどんこれを助長さしているのです。通産省あた

りはそうでしょう、むしろ助成しているのです

よ。ところがそれによつて起つた災害があとを

追っかけ、それで予算をたくさん組んで防止に

つとめている。いわゆる災害防止なんて末です。

本末転倒だと思うのです。そのもののはうの規

制が、それの一一番もとが、いまの自動車生産の実

態に合わないのですよ。いまの道路とかあるいは

交通安全がそこに合わない。そのところを調整

しなければ、非常にむだな金ばかり使つてゐる。

起つてからどうするとか、そういうことを、一

番根っこのところを、これは自民党政府じゃでき

ないかもしれませんね、いわゆる資本のほうの

交通安全がそこに合わない。そのところを調整

しなければ、非常にむだな金ばかり使つてゐる。

これによつてどのくらい、日本の小麦輸入にとつてどのくらい負担がふえるのか、その点が一つと、それからもう一つは、直接この低開発国に対する食糧援助に、これは直接日本は参加しなかつたけれども、そのワク外として四百五十万トンの5%というのですか、その分について、肥料とかあるいは農機具等で援助する。それはどのくらいの財政負担になるのか。そうして、じゃ、プラス面はどうか。プラス面は、新聞では最初はアメリカの日本の品物に対しての関税引き上げ相当額というものは相当少なくなったことを報ぜられております。どうも私はプラス、マイナス考えまして、これはアメリカの最初は工業品をEECにうんと売りつけようと思ったのだけれども、アメリカの資本輸出がEECに前にずいぶん多く行なわれたので、最終的には農産物を売り込みみたいということで、そういうことになつたと思うのです。アメリカカサドではある程度成功したと思うのですよ。しかし、日本サイドで見ますと、負担のほうが多いのじゃないか、こういうふうに思われます、このバランスシートをわれわれ見まして。長官はどういうふうにこれを判断されて、そうして対処されってきたのか。

したの
あります。
お尋
ねの点に
詳し、
ナスで
て申
ます。
で、

まぢや麦面格でござりますが、一ドル七十
のほは、私としては幾らか意外に感ずるわけで
あります。しかし、いろいろ詳しく述べ知の上で
尋ねであることは疑ひもありませんから、そ
については特段のお尋ねがない限り、あまり
多くは申し上げません。むしろ木村委員のマイ
ではないかと指摘せられるほうの問題につい
し上げるほうがよろしいのじゃないかと思ひ

セントという最低価格に合意したわけでござい
ますけれども、御承知のように、このところ実勢
価格がかなり上がってきていますので、この価
格そのものは私は別に不合理な価格ではない。短
期的に見る限り、また実勢価格が現実に上がりつ
つござりますので、これによって特に食管会計の
負担がふえることは短期的にはないと、こう考え
ております。

長期的にはどうかということになりますと、こ

のたびの小麦輸出国の希望なり主張なりから判断をいたしますと、これは増産を背景にしていろいろな主張をし、いろいろなことを考えておるわけではございますから、長期的には相当の増産が行なわれるであろうというふうに私は予測をいたします。したがって、その結果、長期的に見て価格が必ず上がると考えなければならぬかどうかには問題があらうと思います。

〔理事青柳秀夫君退席 委員長着席〕
むしろ増産から来るところの価格の低下要因とい
うものをかなり考えていいのではないかと思いま
す。これはいずれとも断定が困難でございますけ
れども、長期的には必ず上がるであろうと考える
ほどの理由はないのではないか、ただいまそうち
思つておるわけでございます。

それから、穀物協定との関連においてのわが国の援助の問題であります。わが国としては、御承知のように、この協定との関係で食糧あるいは現金をもつてする援助の分は受諾できない、わが国独自の立場において独自の方法においてこれを行なうというたてまえは、公に認められたわけで

ありまして、その際その援助の総額としては、各
国の合意いたしましたところ、すなわち我が国の
シェアは四百五十万トンの5%である。それだけ
の援助は我が国としても向こう三年間独自の立場
で行なうということは同意をいたしました。そこ
で、5%といだしますと、二十二万五千トンになる
わけでございますから、これを一ブッシュルード
ル七十三セントで換算いたしますと、千四百万ド
ル見当になります。邦貨にいたしまして五十億円
をちょっととこえることになると思いますが、この
たびの会議では、この援助分が従来の援助に新た
に加わるネットの増加であるかどうかということ
については、別段そうであるという合意はなきれ
ておらないわけでございます。それは我が国に
限ったことではございませんで、たとえば小麦に
よる援助が米国の場合は4%であるとか、あるいは
はECCが二三%であるとかという、そのこと自
身がこれはネットの増加分であるというふうには
合意されておりません。したがつて、我が国にた
だいま申し上げました五十億円がらみのものも、
従来のものに加えて新しいネットの増加であると
いう約束はいたしておらないわけでございます。
おそらく、しかし、現実の問題といいたしますと、わ
が国は对外援助について漸増していくという目標
も持つておりますし、かりにパーセンテージが増
加いたしませんでも、国民所得の増加が非常に大き
きゅうございますから、実額はどうしても増加し
ていく。この五十億円程度のものはまるまるネット
ト毎年増加していくであろうとは思いますけれど
も、それはこの協定で義務づけられたというのでは
ない、こういうように御理解願つてよろしいと
思います。

違った意見がある、こういうふうに申し上げてお
るべきかと思います。

あるいは全体の小麦の需給関係から價格が上昇するためには、必ずしも輸入を止めるべきである。しかし、輸入を止めた場合、輸入の代替となる他の穀物の供給が足りない場合は、その穀物の價格が上昇する。したがって、輸入を止めた場合、必ずしも穀物の價格が上昇するわけではありません。しかし、輸入を止めた場合、穀物の價格が上昇する確率は高いと言わざるを得ません。

最後に質問いたしたいのは、資本取引の自由化の問題です。これはもう非常に切迫した問題になつてゐるようですが、六月の二日に正式に答申が行なわれて、そうしますといよいよ実施段階になります。O E C D も六月下旬ですかに勧告する段階になりました。政府も時期的に急いでだらうと思うのですけれども、その段取りであります、それを一応伺いたい。どういう段取りでこれを実施していくのか。また、この問答中の骨子については新聞に出でおりました。そして段取りと同時に、対策もあわせて発表になつてゐるわけですね。あれには抽象的な対策しか発表されておりません

が、どういう段取りでやるか、すぐ緊急にやるべき対策はどういうものであるか。それから、最終的に昭和四十六年ですかまでにやる対策はどうか、その中間の対策はどうか。なるべく具体的に、段取りと対策を伺いたい。

それから、あわせて大蔵省関係では、かなり財

政・金融・税制上自由化と関連して具体的に措置すべしと勧告されている点がたくさんあるわけであります。まず、その段取りと、それから対策、それから影響というものをどういうふうに具体的に考えているか。この段取り、影響、対策、これについてまず伺って、それから大蔵省の分の対策についてあと二、三質問いたしまして、私の質問を終わらざりたいと思っております。

○國務大臣(水田三喜男君) いまの予定を言いますと、六月一日に外資審議会の答申が出される。これを受けて、政府部内において十分検討をし、政府の方針を決定するのが六月六日、こういうふうな日程をいま予定しております。

そこで、まだ審議会の答申が参つておりますが、いま審議会で論議されている大体の考え方を申しますといふと、資本自由化の進め方についてござりますが、当面は、わが国経済の現状を前提として、可能な範囲で自動認可制による自由化を実施することにする、当面は、そうしてさらにそのあとは経済社会発展計画で期待されておる方向に沿つて、特に急激な情勢の変化がない限り、昭和四十六年度末までにかなりの分野において自由化を実施すること、昭和四十六年を一つのめどにして、かなりの分野において自由化を実施することを目指すべきであるとしまして、そのためには経済界の真剣な自主的な努力と、これを誘導し補完する政府の適切な施策とによって、わが国企業が外資と対等な条件で競争できるような基盤をそのためにつくり出す。そうして一、二年程度の期間拡大していく。その対策を見て、それを勘案して、次の自由化の範囲を拡大する。こういふ進め方をしようということで、これを中心に、いろいろな各業種の検討をやつておりますことと、同時に、その審議会は、民間の努力すべき対策と、政府の努力すべき対策というものを、こ

の答申の中ではつきり書くというよいう方針のようでございますので、その中で、民間がすべきこと、政府が自由化に対処するためにはこういう施策をすべきであるというものが出てくると思いまして、その線に沿つた対策をやるのが、今度は政府側の一つの仕事になるのじゃないかというふうに考えております。

○木村福八郎君 非常に抽象的な段取りについてお話をありましたがあいまでもざいぶんこの問題は各方面で取り上げられておりまして、そこで大蔵省関係について、具体的に二、三その対策について伺いたいのです。
まず第一は、日本の金利水準を国際水準並みに下げる、こういう意見が一つある。対策としては、この金利についてどういうふうに考えているか。

それから、いまの銀行を整理すべきだ、そういう意見も出て、この金利についてどういうふうに整理すべきだ、そういう意見も出ております。

それから、ことに金融の体制の整備、これについては、ことに木川田さんあたりからもそういう意見が出されています。その体制金融の整備、これについては、いままで開銀中心の体制金融であつたものを、それをいわゆる構造金融というのですか、いわゆる民間ベースに乗る金融構造に変えていくべきだと、こういう意見もあるわけで

す。
それから、外資による会社乗っ取りを防ぐための措置をいろいろるべきだ、どういうかなり具体的な商法の改正の問題とか、そういう問題も提出されています。
それから、預金の保護についても、これは預金の保険制度といいますかについても提案があります。
それから、最後に、日米通商航海条約についての自由化については、外圧ということをよくいわれますが、自由化を要求するほうは、日米通商航海条約を一つの要求の理由としてあげているわけ

です。それを一つのたてにとつて要求をすると、これについて一体どういう考へているか。これについて、きのうですか、朝日の論説でも触れておりましたが、政府は何ら触れていない、黙つてお

るのはおかしいじゃないかという意見がありましたが、これは前の貿易自由化のときにも問題になつたのですが、改正する意図はないか、政府は。

それから、アメリカと西ドイツの場合は、国内産業保護の見地から自由化を制限できるようなりましたが、政府は何ら触れていない、黙つておるのはおかしいじゃないかという意見がありました

たが、これは前の貿易自由化のときにも問題になつたのですが、改正する意図はないか、政府は。

それから、アメリカと西ドイツの場合は、国内産業保護の見地から自由化を制限できるようなりましたが、政府は何ら触れていない、黙つておるのはおかしいじゃないかという意見がありました

たが、これは前の貿易自由化のときにも問題になつたのですが、改正する意図はないか、政府は。

それから、アメリカと西ドイツの場合は、国内産業保護の見地から自由化を制限できるようなりましたが、政府は何ら触れていない、黙つておるのはおかしいじゃないかという意見がありました

たが、これは前の貿易自由化のときにも問題になつたのですが、改正する意図はないか、政府は。

それから、アメリカと西ドイツの場合は、国内産業保護の見地から自由化を制限できるようなりましたが、政府は何ら触れていない、黙つておるのはおかしいじゃないかという意見がありました

たが、これは前の貿易自由化のときにも問題になつたのですが、改正する意図はないか、政府は。

それから、アメリカと西ドイツの場合は、国内産業保護の見地から自由化を制限できるようなりましたが、政府は何ら触れていない、黙つておるのはおかしいじゃないかという意見がありました

たが、これは前の貿易自由化のときにも問題になつたのですが、改正する意図はないか、政府は。

のほうから……。

○政府委員(遠田智君) ただいま御指摘がありましたと、政府が自由化に対処するためにはこういう施策をすべきであるというものが出てくると思いまして、その線に沿つた対策をやるのが、今度は政府側の一つの仕事になるのじゃないかというふうに考えております。

○木村福八郎君 ただいま御指摘がありましたが、政府は何ら触れていない、黙つておるのはおかしいじゃないかという意見がありました

たが、これは前の貿易自由化のときにも問題になつたのですが、改正する意図はないか、政府は。

のに通算できるということは申し上げておらなかつたつもりであります。ただ、いま柴谷先生のお話のように、私どものほうがそういうつもりでおつたにもかかわらず、現実にはそういう事態が起きた、税務署のほうはそれを受け付けてしまつたという事態が生じまして、そのためこのような事態が起きましたことであります。私ども、その点につきまして趣旨の徹底を十分はかつたつもりでありますけれども、それが十分でなかつたという点については遺憾に存じております。

○柴谷要君 私は、別に申告しているわけです。総合所得申告を行なっております。それで、実は税務署が発表したのかどうか知りませんけれども、政治献金のあるなしにかかわらず、五百万户以上の大額所得者の名前に出ているわけです。私は、正確に昭和三十一年から総合所得申告ははずつと続けております。国會議員でないときもしておつた。それは事業所二ヵ所以上からもらつている場合には申告しるという法律に基づいて、してきました。それでも、私は良心に考えてみて、歳費をもらつて、それの大部の歳費が私どもの政治活動資金でもあり生活費でもある、これを考慮した場合に、源泉徴収というものは取られている。いわばサラリーマンでいうならば、サラリーマンが月給から取られている。このサラリーマンが交際費をするその交際費を、それでは免稅の対象に考えますか。考えないでしよう。ところが、政治家なるがゆえに、歳費だけの收入の者でも、実は今日行なっているのは政治活動資金として高額のものを認めて払い戻しをしているんですよ。いいですか。高額のものは二十何万という払い戻しを受けた、杉並税務署から。それ以外の麹町税務署もあれば、各所の税務署が十何万か払い戻しをやつてる。こういうことを下部に徹底をしないでおいて、いまあなたが答弁しているようなことを言つたってだめなんです。こういう新機軸を打ち出すときには、明確に下部に徹底をさせて、そうして混乱の起きないようにきちんとしなければいけない。しかも、それは国民の納得する線でなければ

与えるということは断じて反対だ。私は申告をしておるけれども、政治活動分野におけるところのあれを免除してくれなんという申告はしております。税庁の誤りだと思う。この点はどうお考えでござりますが、大臣の心境を伺つておきたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 私ははつきりと誤りだと思います。ですから、いつか私がここで言いましたように、政治献金を得て、そうしてその政治活動費を支出したという人は必要経費として認められて、そうでない人は認められないということは、不公平であるから、政治資金の寄付を持たない人でも、これを、政治活動費を必要費用と認めようとするんなら、何か別個のここで考えをしなぎりやいかぬだろうということを言ったわけでございまして、そういう問題のいま検討をこれかららしょうとしているときでございますが、そういう問題ができる間に、個々の人があの歳費の中から必要経費として認められて還付を受けるということは、明らかに私は間違いだと思います。

○柴谷要君 その間違いを、別に政治家自体が起したんだんじゃないくて、国税庁が方針を打ち出して誤らした、こう私は見てる。だから、あげて政府の責任だと私は思うのです、こういうことをやらせるのは。ですから、私が先ほど申し上げたように、こういうものを実施する前にはきちっときめられた方針のもとに、国民が納得する線をちゃんと出して、そして実現をさせるという方向に持つていつてもらいませんと、混亂が起きますよ。どうかそういう点をひとつお考えをいたいで、それで第二の質問に入りたいと思うのであります。

大臣は国會議員の会計を、個人と公職と二つに分けて二本立てにする、で、政治献金は公職会計で処理をする、これに對して税制上の優遇措置をはかるべきだと、こういうお話をなさつているようですが、いまでもその気持ちはお変わり

○政府委員(泉美之松君) ちよつとその前に申し上げておきたいと思いますが、私どもとしましては、先ほど申しましたとおり、雑所得が赤字の場合は、限つて他の所得から通算できますというと申し上げたのであります。雑所得の収入がないのにかかわらず他の所得の通算ができるということは一言も申しておらないのであります。ただ、まあ税務署へ書類掲出されると、税務署はこれを受け付けないというわけにまいりません。受け付けたというのが事実でございます。したがいまして、こうした混乱を起しましたことにつきましては、私たいへん恐縮いたしておりますが、これらの方につきましては、すみやかに是正する措置をとりたい、このように思っております。

○柴谷要君 それは国税庁長官の気持ちはそうであつた。ところが、税務署長の考え方はそこへ行つていなかつた。ですから、政治家が申告したそのままを見て、ああそういうことになつてゐますかということで、それなら過剰払いになつておるから払い戻しをいたしますということへ返してしまつた。ですから、それはあなたの気持ちが下部職員の間に徹底していなかつたということは事実なんですよ。これはその事例をあげるといえど、何議員でどの税務署でどうだということまで申し上げられる。上げられるんだけども、そんな時間がありませんからいたしませんけれどもね。そういう事実があつたということ。でありますから、大臣のいまの構想、いわゆる二本立てによる、いわゆる個人と公職とを別個にして、公職会計の中で政治献金というものは扱わせて、税制上の優遇措置をはかるんだと、こういうことは、私はまあ一步前進した方針だと、こう思うのですが、大臣のお考えはいまでもお変わりはないかどうか、これをお尋ねするわけです。

○国務大臣(水田三喜男君) まだその案自身は未熟なものでございまして、そうするというわけでございませんが、何かいまの問題を解決する措置だけは講じなければいけないだらうというの

○柴谷要書 告さんおそろいで、だいぶどうも……。

じゃ、あと一問だけにいたしますが、大臣は標準世帯数、いままではまあ標準世帯といいますと五人でございましたね、それを標準世帯は今度四人にしたいと、こういう御発言をなさったようなことが新聞に出でおりますが、それは一体どういうふうな考え方でそうおっしゃつておられるのか、その理由。またそれに、標準世帯を四人に規定することが何か特典があるのかどうか、この点をひとつお聞かせいただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) もとの調査では、大体五人を標準世帯とするのが適当だということであつておりますが、最近の調査によりますと、実情は平均四人という家族が大体標準世帯であるという、実情がそうなつておりますので、そういうふうにしてもいいと思うのですが、いままでは五人世帯を標準世帯としておりましたので、いろいろ税制についての規格やなんかが、これをを中心にしてきめましたために、急に四人世帯を採用しますというと基準が狂つてしまつますので、非常に不便であろうということで、依然として五人世帯を標準世帯として、そして課税の最低限をどうするこうすると言つているんですが、実際の実情は四人世帯を標準にするのが一番実情に合うとうことを申しただけでございます。

○委員長(竹中恒夫君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、まず所得稅法の一部を改正する法律案、法人稅法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案について討論に入ります。御意見のある方は贅否を明らかにしてお述べを願います。

○柴谷要書 私は 日本社会党を代表して、ただ

いま議題となりました三法律案につきまして反対の討論を行なうものであります。

本年度の税制改正については、その減税規模、内容とも不満であり、国民のひとしく納得し得ざるものであります。

まず第一に、毎年の減税にもかかわらず、所得税負担は著しく増大し、特に低所得層から中以下の層に及ぶ大衆的負担が激しく増大している点であります。最近の納稅人員の推移を見ますと、四十一年度には二千百五十万人をこえ、その数は三十年度の千百万人、三十五年一度の千四百万人に比べ二倍ないし一・五倍に及んでおります。このような納稅人員の激増は、特に源泉徴収の勤労所得者の増加に基づいております。給与所得納稅者は三十年度の二倍をこえております。本年度の所得税減税程度では燃石に水であり、物価の上昇等を勘案しますと、この過重な大衆負担の趨勢はとまらないのであり、実質的な税負担の軽減とは考えられません。

次に、減税規模と租税負担率に関連してであります。本年度の減税にもかかわらず、国民所得に対する租税負担率は上昇いたしております。本年度は、政府の見通しをもつてしても、七千三百五十億円の税の自然增收が見込まれております。もちろん、この数字については、三十九年一度の税収補てんの赤字公債発行にこりてか、たいへん過少な見積もりとは思いますが、これは史上最大のものであります。しかるに、減税に回したのはわずかに一〇%足らずであります。この程度の減税規模をもつてするならば、国民経済の成長につれ国民の租税負担率は年々増大し、経済社会発展計画で見込んでいる数字をもはるかにこえるものと考えられます。

第二点は、所得税の課税最低限に問題がありま

す。この課税最低限については、税制調査会の四十一年長期税制のあり方についての中間答申で、「基準生計費の水準を上回って貯蓄のためのゆとりを織り込んで決定することが望ましい」と言つております。政府案ではどうでありますか。

簡潔に申し上げて、この一つの基準であります最

低生活について、いわゆる大蔵省メニューでは、

一日一人当たり食料費は物価上昇を見込んで成

るものであります。

現実に一日二百五円で食生活をまかなうことがで

きるとお考へであります。総理府統計局の家計調査報告でも、昨年の消費支出四人世帯は約六十五万五千円であります。ことしの物価上昇政府の見込み四・五%を見ますと、約六十八万円となりまして、政府案四人の基準生計費五十一万円に対し十七万円の食い込みとなつて、数字が合わないものであります。このような観点から政府案の調査最低限を見ましても、賛成できないものであります。

この点についてわが党は、課税最低限百万円を政策としておりますが、政府は四十四・五年ごろより行ないたいと言つておられます。わが党よりするならば、何年かおくれていると言わなければなりません。

第三点は、税制自体が民間の所得格差を一そ

う助長していることであります。資本蓄積のため

に積極的な役割りを果たしてきた租税特別措置法

がそれであります。租税特別措置による減税額の累計は何と一兆九千億に達しております。その恩典に浴するものは一部大企業と利子配当所得の多い高額所得者であり、所得の再分配の役割りは全く無視され、本年度も税制調査会の答申を隠れみにして長期固定化されはからうとしているのであります。

最後に申し上げたいことは、衆参両院における審議のあり方であります。今国会は平常国会と異なり選挙の年であったとはいえ、大部分の審議を衆議院で費やし、期限切れ間近い重要法案を一括送付された參議院は迷惑であります。しかし、參議院輕視と言わざるを得ないのであります。その原因は政府与党の責任にはかなりません。強く反省を求める次第であります。

以上申し述べて反対討論を終ります。(拍手)

○植木光教君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題になつております所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、三法案

と企業の体質強化を目的として、所得税を中心とし、平年度千五百五十億円にのぼる減税を行なうものであります。また、租税特別措置についても、その整理合理化をはかり、平年度増収分は二百億円に及んでおります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうてい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

る会計上の競合に十分なる配慮を行ない、納得

して税金が納められるようきめこまかい配慮をいたしております。

租税特別措置法案では、利子配当課税について、源泉徴収税率の一〇%より一五%への引き上げ、割引金融債の新たな源泉課税を行ない、また交際費課税を強化し、通行税の特例の廃止もいたしておられます。一方、試験研究費にかかる税額控除、公害の防止施設の特別償却、特定鉄道工事償却準備金の新設等、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置をも講じたものであります。したがつて、日本の現実政治を担当するわが党政府として、野党諸君の論議に耳を傾けるべきは聞かれて、実行すべき必要あるものは措置したものでありまして、国民の十分なる御理解がいただけるも

人は法人、個人は個人と、それぞれ独立の納稅主

のと信じて疑わぬものであります。

以上、簡単に理由を申し述べまして、三法案に賛成を表するものであります。(拍手)

○中尾辰義君 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に對して、私

は公明党を代表して反対をいたします。

四十二年度の租税自然増収の見込み額は、八千億円の国債導入政策により、七千三百五十三億円といふ大幅な伸びを示しておりますが、減税の規模は初年度一千百三億円、租税特別措置の整理等であります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

る会計上の競合に十分なる配慮を行ない、納得

して税金が納められるようきめこまかい配慮をいたしております。

租税特別措置法案では、利子配当課税について、源泉徴収税率の一〇%より一五%への引き上げ、割引金融債の新たな源泉課税を行ない、また交際費課税を強化し、通行税の特例の廃止もいたしておられます。一方、試験研究費にかかる税額控除、公害の防止施設の特別償却、特定鉄道工事償却準備金の新設等、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置をも講じたものであります。したがつて、日本の現実政治を担当するわが党政府として、野党諸君の論議に耳を傾けるべきは聞かれて、実行すべき必要あるものは措置したものでありまして、国民の十分なる御理解がいただけるも

人は法人、個人は個人と、それぞれ独立の納稅主

のと信じて疑わぬものであります。

以上、簡単に理由を申し述べまして、三法案に賛成を表するものであります。(拍手)

○中尾辰義君 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に對して、私

は公明党を代表して反対をいたします。

四十二年度の租税自然増収の見込み額は、八千億円の国債導入政策により、七千三百五十三億円といふ大幅な伸びを示しておりますが、減税の規模は初年度一千百三億円、租税特別措置の整理等であります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

る会計上の競合に十分なる配慮を行ない、納得

して税金が納められるようきめこまかい配慮をいたしております。

租税特別措置法案では、利子配当課税について、源泉徴収税率の一〇%より一五%への引き上げ、割引金融債の新たな源泉課税を行ない、また交際費課税を強化し、通行税の特例の廃止もいたしておられます。一方、試験研究費にかかる税額控除、公害の防止施設の特別償却、特定鉄道工事償却準備金の新設等、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置をも講じたものであります。したがつて、日本の現実政治を担当するわが党政府として、野党諸君の論議に耳を傾けるべきは聞かれて、実行すべき必要あるものは措置したものでありまして、国民の十分なる御理解がいただけるも

人は法人、個人は個人と、それぞれ独立の納稅主

のと信じて疑わぬものであります。

以上、簡単に理由を申し述べまして、三法案に賛成を表するものであります。(拍手)

○中尾辰義君 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に對して、私

は公明党を代表して反対をいたします。

四十二年度の租税自然増収の見込み額は、八千億円の国債導入政策により、七千三百五十三億円といふ大幅な伸びを示しておりますが、減税の規模は初年度一千百三億円、租税特別措置の整理等であります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

る会計上の競合に十分なる配慮を行ない、納得

して税金が納められるようきめこまかい配慮をいたしております。

租税特別措置法案では、利子配当課税について、源泉徴収税率の一〇%より一五%への引き上げ、割引金融債の新たな源泉課税を行ない、また交際費課税を強化し、通行税の特例の廃止もいたしておられます。一方、試験研究費にかかる税額控除、公害の防止施設の特別償却、特定鉄道工事償却準備金の新設等、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置をも講じたものであります。したがつて、日本の現実政治を担当するわが党政府として、野党諸君の論議に耳を傾けるべきは聞かれて、実行すべき必要あるものは措置したものでありまして、国民の十分なる御理解がいただけるも

人は法人、個人は個人と、それぞれ独立の納稅主

のと信じて疑わぬものであります。

以上、簡単に理由を申し述べまして、三法案に賛成を表するものであります。(拍手)

○中尾辰義君 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に對して、私

は公明党を代表して反対をいたします。

四十二年度の租税自然増収の見込み額は、八千億円の国債導入政策により、七千三百五十三億円といふ大幅な伸びを示しておりますが、減税の規模は初年度一千百三億円、租税特別措置の整理等であります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

る会計上の競合に十分なる配慮を行ない、納得

して税金が納められるようきめこまかい配慮をいたしております。

租税特別措置法案では、利子配当課税について、源泉徴収税率の一〇%より一五%への引き上げ、割引金融債の新たな源泉課税を行ない、また交際費課税を強化し、通行税の特例の廃止もいたしておられます。一方、試験研究費にかかる税額控除、公害の防止施設の特別償却、特定鉄道工事償却準備金の新設等、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置をも講じたものであります。したがつて、日本の現実政治を担当するわが党政府として、野党諸君の論議に耳を傾けるべきは聞かれて、実行すべき必要あるものは措置したものでありまして、国民の十分なる御理解がいただけるも

人は法人、個人は個人と、それぞれ独立の納稅主

のと信じて疑わぬものであります。

以上、簡単に理由を申し述べまして、三法案に賛成を表するものであります。(拍手)

○中尾辰義君 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に對して、私

は公明党を代表して反対をいたします。

四十二年度の租税自然増収の見込み額は、八千億円の国債導入政策により、七千三百五十三億円といふ大幅な伸びを示しておりますが、減税の規模は初年度一千百三億円、租税特別措置の整理等であります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

る会計上の競合に十分なる配慮を行ない、納得

して税金が納められるようきめこまかい配慮をいたしております。

租税特別措置法案では、利子配当課税について、源泉徴収税率の一〇%より一五%への引き上げ、割引金融債の新たな源泉課税を行ない、また交際費課税を強化し、通行税の特例の廃止もいたしておられます。一方、試験研究費にかかる税額控除、公害の防止施設の特別償却、特定鉄道工事償却準備金の新設等、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置をも講じたものであります。したがつて、日本の現実政治を担当するわが党政府として、野党諸君の論議に耳を傾けるべきは聞かれて、実行すべき必要あるものは措置したものでありまして、国民の十分なる御理解がいただけるも

人は法人、個人は個人と、それぞれ独立の納稅主

のと信じて疑わぬものであります。

以上、簡単に理由を申し述べまして、三法案に賛成を表するものであります。(拍手)

○中尾辰義君 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に對して、私

は公明党を代表して反対をいたします。

四十二年度の租税自然増収の見込み額は、八千億円の国債導入政策により、七千三百五十三億円といふ大幅な伸びを示しておりますが、減税の規模は初年度一千百三億円、租税特別措置の整理等であります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

る会計上の競合に十分なる配慮を行ない、納得

して税金が納められるようきめこまかい配慮をいたしております。

租税特別措置法案では、利子配当課税について、源泉徴収税率の一〇%より一五%への引き上げ、割引金融債の新たな源泉課税を行ない、また交際費課税を強化し、通行税の特例の廃止もいたしておられます。一方、試験研究費にかかる税額控除、公害の防止施設の特別償却、特定鉄道工事償却準備金の新設等、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置をも講じたものであります。したがつて、日本の現実政治を担当するわが党政府として、野党諸君の論議に耳を傾けるべきは聞かれて、実行すべき必要あるものは措置したものでありまして、国民の十分なる御理解がいただけるも

人は法人、個人は個人と、それぞれ独立の納稅主

のと信じて疑わぬものであります。

以上、簡単に理由を申し述べまして、三法案に賛成を表するものであります。(拍手)

○中尾辰義君 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に對して、私

は公明党を代表して反対をいたします。

四十二年度の租税自然増収の見込み額は、八千億円の国債導入政策により、七千三百五十三億円といふ大幅な伸びを示しておりますが、減税の規模は初年度一千百三億円、租税特別措置の整理等であります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

る会計上の競合に十分なる配慮を行ない、納得

して税金が納められるようきめこまかい配慮をいたしております。

租税特別措置法案では、利子配当課税について、源泉徴収税率の一〇%より一五%への引き上げ、割引金融債の新たな源泉課税を行ない、また交際費課税を強化し、通行税の特例の廃止もいたしておられます。一方、試験研究費にかかる税額控除、公害の防止施設の特別償却、特定鉄道工事償却準備金の新設等、当面要請される諸施策に対応する税制上の特別措置をも講じたものであります。したがつて、日本の現実政治を担当するわが党政府として、野党諸君の論議に耳を傾けるべきは聞かれて、実行すべき必要あるものは措置したものでありまして、国民の十分なる御理解がいただけるも

人は法人、個人は個人と、それぞれ独立の納稅主

のと信じて疑わぬものであります。

以上、簡単に理由を申し述べまして、三法案に賛成を表するものであります。(拍手)

○中尾辰義君 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に對して、私

は公明党を代表して反対をいたします。

四十二年度の租税自然増収の見込み額は、八千億円の国債導入政策により、七千三百五十三億円といふ大幅な伸びを示しておりますが、減税の規模は初年度一千百三億円、租税特別措置の整理等であります。

まず、所得税法案につきましては、この改正により夫婦及び子供三人の標準家庭で所得税を課せられない限度額は、給与所得者の場合、現在の約六十三万円から約七十四万円に引き上げられ、物価値上がり分の調整は十分に配慮されておりま

す。さらに、退職者の老後の生活安定をはかるため、退職金の課税最低限を大幅に引き上げ、三十

五年動続で五百萬円まで無税とすることとなり、

昨年までの百七十五万円まで無税と比較いたしま

すならば、とうい考えられなかつたほどの減税であります。

法人税法案では、課税所得の計算に關しまし

て、会計慣行の尊重をうたい、税務執行上よりす

体を見て課税することが現実に即応したものと考えられます。しかも、こうした税制上の特例措置は四十項目に及び、それによる減収額は二千三百億円に達し、著しく税種目のバランスを乱しておられます。したがって、現行の利子配当分離課税や配当控除制度はむしろ廃止し、それによる増収税額は所得税の減税に充てるべきものと考えます。また、法人税については、清算所得に対する課税率を改正しておりますが、これは清算に伴つて生ずる法人所得についてのみ法人税を課税することとし、清算分配金はこれを受け取る株主に対して配当所得として課税することは、政府当局の御都合主義であり、その理由が明らかでなく、これによつて企業側がどの程度の負担の緩和になるのか、はなはだ疑わしいのであります。

以上の理由で、私は三法案に反対し、所得税の課税最低限をすみやかに百万円まで引き上げることを要望し、私の反対討論を終わりります。

○瓜生清君 私は、民主社会党を代表して、所得税並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表明するものであります。

まず、所得税については、給与所得者の場合、課税最低限を標準家族で年間百万円に引き上げるべきであると考えます。

次に、租税特別措置については、まだ税の負担公平の原則及び税の中立性が阻害されている面があります。たとえば利子や配当所得の取り扱いなどはそのよい例です。特別措置のあり方としては、もっと新しい地域開発や社会開発に効果を与えるような方向に重点を置くことが必要だと思思います。この観点から再検討をされることを要望してやみません。

以上、簡単ですが、理由の一端を申し述べて、討論を終わります。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題となつた所税法の一部改正法案、法人税法の一部改正法案、租税特別措置法の一部改正法案の三案に対し反対するものであります。

まず、租税特別措置法案であります。配当利

子分離課税の三ヵ年間延長、準備金方式による特別償却、合理化機械等の特別償却、試験研究費に対する特別償却など、独占資本に対する二重、三重の減税措置を一そう拡大しようとしております。さらに、租税特別措置法に新しく景気調整のための租税措置が取り入れられていますが、今後かかる税の景気調整措置が追加拡大され、西欧に見られるよう民間接税の税率や賃金等を決定する権限を政府が手にし、国民生活と国民の諸権利を圧迫する危険性があることを、私は今後の問題として指摘しないわけにはいきません。

このように租税特別措置は独占資本のための露骨な減免税措置であります。政府、自民党は、企業部分の特別措置は大部分が中小企業のためのものであると言っています。しかし、ここで取り上げられている中小企業は、大企業の下請会社か中小Aクラスであり、これらの中企業の強化が独占資本の強化にとって不可欠であるからこそ、政府は税の面でもそこ入れしようとしているのであって、中身は中小企業のためという名目の大企業強化策にはなりません。

所得税については、政府は標準世帯で七十四万円まで課税最低限を引き上げるなど減税措置をとったと言っていますが、実際は名目上、税法上の減税にすぎず、実質的には依然として人民大衆に対する重税にはかなりません。それにもかかわらず、政府は課税所得十万円以下の低所得者に對して、最低税率を昨年に引き続き八・五%から九%に引き上げましたが、これは全く低所得者に対する過酷な仕打ちと言わなければなりません。

以上のような政府、自民党的な独占資本優遇、人民大衆収奪の性格を持つ三法案に、わが党が賛成するわけにはいかないことは当然であります。わが党は、政府、自民党がとり続けてきた大資本位の租税政策、財政政策を、ほんとうに人民の利益になるよう転換することが必要だと考えます。そのためには、憲法三十条の租税法定主義、憲法二十五条の、国民は健康で文化的な生活を営む権利を有し、国はその義務を負うの原則を名実

ともに実現するために、とりあえず当面、現在の物価で四人家族の課税最低限を百円までとし、人民生活に大きな影響をもたらす消費税は即刻廃止すべきであると考えます。同時に、租税特別措置法を廃止し、所得税の高度累進課税と並んで高度累進の法人税を大企業に課すべきであるといふことを要求して、私の反対討論を終わります。

○委員長(竹中恒夫君) 他に御意見もないようですが、討論は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきだと決定いたしました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきだと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきだと決定いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案、田園税法案、以上両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですから、討論はないと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。

最初に、相続税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

次に、印紙税法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、印紙税法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五案につきまして、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないものと認めさせて、さよう決定いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

五月三十日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は四月二十一日〕

一、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

五月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、証券投資信託法の一部を改正する法律案

証券投資信託法の一部を改正する法律案

証券投資信託法の一部を改正する法律

証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十条の二」に、「第四章 監督(第二十条の二—第二十四条)」を

〔第四章 監督(第二十条の三—第二十四条) 証券投資信託協会(第二十四条)

二—第二十四条の八)に改める。

第二条第一項中「且つ」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(証券投資信託とみなす信託)

第二条の二 信託財産を委託者の指図に基づいて特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託であつて、その受益権を証券投資信託の受託者に取得させることを目的とするものは、証券投資信託とみなして、この法律の規定を適用する。

第五条第六項に次の二号を加え、同条第七項を削る。

六 元本の追加信託をすることができる証券投

資信託の受益証券については、前各号に掲げるもののはか、追加信託をすることができる

元本の限度額

七 その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて大蔵省令で定められたこと

めの事項

第六条第三項中「会社登記簿の謄本」の下に

業務の方法を記載した書類を加える。

第七条第一項中「第一号及び第二号」を「次に掲げる基準」に改め、「経験及び」及び「並びに証券市場の状況」を削り、同項に次の二号を加える。

三 免許申請者の営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。

第九条 (基本事項の変更の認可) 委託会社は、次の場合においては、大臣の認可を受けなければならない。
一 商号を変更しようとするとき。
二 資本の額を変更しようとするとき。
三 業務の方法を変更しようとするとき。

(変更届出) 第十条 委託会社は、次に掲げる場合に該当する

こととなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十八条第一項の承認に係る業務を廃止したとき。

三 第十二条第二項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 信託の計算期間に関する事項

第十二条第二項中第七号を第八号とし、第二号をから第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 受益者に関する事項

第十七条 (委託会社の行為準則) 委託会社は、証券投資信託の受益者のため忠実に信託財産の運用に係る指図を行なわなければならぬ。

2 委託会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又はその取締役若しくは主要株主(自己又は他人「仮設人を含む」)の名義をもつて

発行済株式の総数の百分の十をこえる株式を有する株主をいう)が有する有価証券を信託

財産をもつて取得し、又は信託財産として有する有価証券をこれらの方に對して売却し若しくは貸し付けることを委託会社に指図する

こと。

二 その運用の指図を行なう信託財産相互間において大蔵省令で定める有価証券の取引を行なうことを受託会社に指図すること

三 同一法人の発行に係る種類を同じくする有価証券を、イに掲げる額がロに掲げる額をこえることとなる場合に、信託財産をもつて取

得することを受託会社に指図すること。

イ その運用の指図を行なうすべての証券投

資信託につき、信託財産として有する当該

有価証券の総額

口 当該有価証券の発行済総額に大蔵大臣が

公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めて大蔵省令で定める率を乗じて得た額

ものとして大蔵省令で定める行為に欠け、又は信託財産の運用の適正を害する

前項第三号に規定する有価証券の総額及び發行済総額は、大蔵省令で定めるところにより計算しなければならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(議決権等の指図行使)

第十七条の二 信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十二条ノ二第一項、第二百四十五条规定ノ二及び第二百八十条ノ四第一項の規定に基づく株主の権利その他これらに準する株主の権利で大蔵省令で定めるものの行使については、委託会社がその指図を行なうものとする。

2 信託財産として有する株式に係る議決権の行使については、商法第二百三十九条第六項の規定は、適用しない。

第十八条の次に次の二条を加える。

(營業報告書の提出)

第十八条の三 委託会社は、営業年度ごとに、大

蔵省令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業年度経過後二月以内にこれを大蔵大臣に提出しなければならない。

第十九条第一項中「信託契約を締結した日から六月」を「信託の計算期間」に、「期間内の当該信託契約に係る」を「計算期間中の当該」に、「期間が経過した日」を「計算期間の末日」に改める。

2 協会は、民法(明治)十九年法律第八十九号

第三十四条の規定により設立される法人とする。

次の二条を加える。

(説明書等の作成)

第二十条の二 委託会社は、証券投資信託の受益者について、大蔵省令で定めるところによ

り、説明書を作成し、当該受益証券を取得しよ

うとする者の利用に供しなければならない。

2 委託会社は、信託財産について、当該信託財産の計算期間の末日ごとに、大蔵省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者の利用に供しなければならない。

3 第二十一条第一項中「報告書」の下に「委託会社については、第十八条第一項の承認に係る業務又はその財産に係るものを作成する」を加え、「若しくは委託会社、受託会社若しくはこれらの会社」を「委託会社の第二十条第一項の帳簿書類その他の物件若しくは委託会社であつた者、受託会社若しくは受託会社に改め、同条第二項中「規定定により帳簿書類」を削り、同条第三項中「資料又は報告書の収集及び」を削る。

2 委託会社は、第一号ロ中「当該信託約款」の下に「若しくは業務の方法」を加える。

第二十四条第二号中「信託財産に係る報告書」の下に「又は同条第二項の規定による信託財産に係る総計算書」を、「当該報告書」の下に「又は総計算書」を加える。

第四章の次に次の二章を加える。

(第四章の二 証券投資信託協会)

第二十四条の二 委託会社及び受益証券の売買その他の取引を常時行なう証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう)は、投資者の保護を図るとともに、証券投資信託の健全な發展に資することを目的として、全国を通じて一個の証券投資信託協会(以下「協会」という)を設立するものとする。

2 協会は、民法(明治)十九年法律第八十九号

第三十四条の規定により設立される法人とする。

第十二条の三を第二十条の四とし、第二十条の二を第二十条の三とし、第三章中第二十条の次に

二を第二十条の三とし、第三章中第二十条の次に

(名称の使用制限)
第二十四条の三 協会でない者は、証券投資信託協会という名称を用いてはならない。

(業務)

第二十四条の四 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 信託契約の締結及び解約、信託財産の運用並びに信託の元本の追加信託及び償還に関する業務
二 受益者利益に反する行為を防止し、かつ、受益者の利益を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務
三 前二号に掲げるもののほか、第二十四条の二第一項の目的を達成するため必要な業務

(業務規程)
第二十四条の五 協会は、その業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(報告の徵取)
第二十四条の六 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会からその業務又は財産に関する資料又は報告書を徵取することができる。

(監督命令)
第二十四条の七 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に対し理由を示して定款又は業務規程の変更その他その業務に関し監督上必要な命令をることができる。

(法令違反等による処分)

第二十四条の八 大蔵大臣は、協会の役員がこの法律等、この法律に基づいてする行政官庁の処分又は職務上の義務に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員

をして審問を行なわせた後、協会に対し理由を示して当該役員を解任すべき旨を命ぜることができる。

第二十五条たゞし書を削る。

第三十条中「第十七条」の下に「第二項第一号」を加える。

第三十二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを「号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十条の二」を「第二十条の三」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第九条の規定に違反して、認可を受けないで商号、資本の額又は業務の方法を変更したとき。

第三十四条第一号を次のよう改める。

一 第十条の規定による届出をせず、又は虚偽作成せず、又は虚偽の記載をした説明書を作成したとき。

二 第二十条の二第二項の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を作成したとき。

三 第三十一条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

五 第二十条の二第一項の規定による説明書を作成せず、又は虚偽の記載をした説明書を作成したとき。

六 第二十条の二第二項の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を作成したとき。

三 第三十一条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号とし、次の二号を加える。

一 第十八条の三の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

三 第三十一条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号とし、次の二号を加える。

一 第十八条の三の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

三 第二十四条の六の規定による資料若しくは報告書を提出せず、又は資料若しくは報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

三 第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二 第二十四条の三の規定に違反し

た者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条中「前八条」を「第二十九条から前条まで」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、証券投資信託法第十七条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十五条の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、正規の日から施行する。

2 改正後の証券投資信託法(以下「新法」という。)第五条第六項第七号の規定は、この法律の施行前に発行された受益証券については、適用しない。

3 この法律の施行の際現に改正前の証券投資信託法第六条第一項の規定による免許を受けている会社は、この法律の施行後二月以内に新法第六条第三項に規定する業務の方法を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

4 この法律の施行の際現に証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十号)附則第二項に規定する証券業者である会社は、昭和四十三年三月三十一日までは、新法第二十四条の二第一項の規定の適用については、証券投資信託協会となるものとする。

5 この法律の施行の際現に存する社団法人証券投資信託協会は、新法第四章の二に係る規定の施行前に、同章の規定に適合するようにその定款を変更し、民法第三十八条第二項の認可を受けるものとする。この場合においては、新法第二十四条の五の規定の例により業務規程を定め、大蔵大臣の認可を受けることができる。

6 前項の社団法人証券投資信託協会は、新法第四章の二に係る規定の施行前に、同章の規定に適合するようにその定款を変更し、民法第三十八条第二項の認可を受けるものとする。この場合においては、新法第二十四条の五の規定の例により業務規程を定め、大蔵大臣の認可を受けることができる。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のよう改正する。

の下に「及び証券投資信託法第二条の二に規定する信託」を加える。

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のよう改正する。

10 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のよう改正する。

11 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のよう改正する。

12 印紙税法(昭和四十二年法律第号)の一部を次のよう改正する。

13 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

14 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

15 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

16 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

17 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

18 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

19 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

20 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

21 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

22 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

23 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

24 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

25 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

26 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

27 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の下に「(同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む)」を加える。

第五十九条第一項第三号中「証券投資信託」

昭和四十二年六月八日印刷

昭和四十二年六月九日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局